

## 資 料

(主なる意見書)

### 國家補償處理に關する声明

(三二・七・一一)

一、最近國家補償全面打切に關する問題が議會の内外に於て論議されているが、吾人の見るところを以てすれば、この問題の重大性に就て、官民とも果して十分なる認識を持つてゐるか否かに疑念なきを得ない。補償全面打切の場合、政府はこの未曾有の大外科手術を、果して社会的、經濟的秩序を混乱せしめずして断行し得る自信と具體的方策を用意してゐるのであるか。

今日、物資の裏付なき擬制資本が依然として残り、敗戦によつて当然整理さるべき企業が今なお存在を続けていることは、明らかに不合理であり、且日本經濟の再建を妨げている要因でもある。斯る戰爭の残滓は、極力早期に徹底した整理を必要とすること云々までもない。然し斯の如き大整理は、その影響の波及するところ産業金融を先導とし、辛蔓的に広く經濟、社会全般に亘らざるを得ないのである。

二、就中次の諸点は、我經濟秩序に破局的悪影響を齎らす根源となるものであつて、今日の緊迫せる日本經濟の現状に於ては、少くとも之等各項目に就て、周到適切なる科学的対策の用意なくして、補償問題處理を決定するが如きことは妥当ではない。

(1) 長期に亘り過少生産に苦しむべき我國の企業の整備は産業の現状及将来を勘案したる生産計画に即応し之

を実現するための計画的整備でなければならぬ。

然るに、補償打切による債務支拂能力喪失のために整理される企業必ずしも今日の日本が不要とする企業ではなく、補償打切の影響軽微にして残存する企業必ずしも要確保企業ではない。否直接軍需企業は別として、金融的圧力による企業整備は今後の経済再建の上から望ましからざる場合が極めて多いである。単なる債権債務の關係に基く企業整備の奔流に抗して、日本が必要とする企業を如何にして残存確保せしむるか。

(2) 広範圍に亘る企業整理の結果放出さるべき大量の失業者に対して、直に実行可能なる救済計画と十分の予算と施設を準備しなければならぬ。

補償全面打切による企業整理は、軍需關係会社、戦災会社、外地關係会社、賠償該当会社を才一次としての子会社、下請会社を才二次とし、次いで之等整備会社と直接間接に結びつく各般の事業に波及する。他方之等会社に債権を持つ金融機関の整理が強行され更にその取引先も亦少からぬ余波を蒙り、尨大なる失業群を放出するであらう。かくて現下の食糧逼迫、高物価の下に呻吟しつゝある国民生活をしてなお一層の窮境に陥入れ、憂うべき社会不安、思想的混乱を招来するは必至であり日本経済再建に一大頓挫を来すであらう。

(3) 信用組織の破壊を防止する万全の策を講じなければならぬ。

全面補償打切によつて国家に対する信頼感の喪失は勿論、一般信用組織の崩壊を齎らす危険が極めて大であつて、一度び破壊された信用組織の再建は極めて困難である。不幸にして斯る状態を現出せんか、今後の日本経済再建並に失業救済に必要なる国債発行、資本調達、預金吸収等事業資金の調達は殆んど不能となる外はない。

三、要之、補償全面打切問題は、飽くまで、経済秩序を確保し、経済再建の一線を守守する建前の下に、総合的に採り上ぐべき問題であつて、国家財政救済のみの見地から一方的に処理さるべきものでは決してない。

固より国家財政の破綻を救ふことの緊要なるは贅言を要せぬ。併し乍ら財政を救ふ途は必ずしも補償打切を必須の要件とするものではなく、他の方法によつて同一の効果を挙げることも可能である。更に補償打切によつて、一時財政の均衡は得られるとしても、そのため生産を犠牲にするが如きことになれば、産業復興、失業救済等に再び大量の赤字公債発行を迫られ財政は再び不健全化するに至るであらう。

四、補償打切問題の如き國內問題にして、然も日本経済の運命を左右すべき重大問題の処理に就ては、吾人は皮相なる観念論を戒めると共に官僚の独善的処理方式を排し、国民全般の問題として、広く輿論に聽くべきことを主張する。

而して、この問題が特に専門的知識を必要とする事情に鑑み、議會並に言論機関の他に、例えば有力なる経済団体、業種別団体、労働組合等専門家層の輿論をも充分に尊重し、真に官民協力の下に此難問題の処理に當るべきことを要望する。

以上

### 最近の労働争議に関する見解 (二一・一〇・一九)

国鉄、新聞、炭硯等基幹産業のゼネストが何れも大事に至らずして打切られたことは慶賀にたえない。しかし

なお一聯の後統計画も伝えられ、更に打切られた罷業も概ね表面的な妥協に止まり、根本的な点に於ては十分の解決も見えない実情に鑑み、われわれは経営技能者として、ここに本問題に関し、若干の所信を述べる機会を持ちたい。

一、崩壊の危機に瀕している日本経済の建直しは、全国民の協力の結果によつてのみ成しとげるのである。かかる際基本産業及び重要企業において、ゼネストが行われることは、日本経済再建にとつて極めて危険であり勢の赴くところ民族の生存を脅かすに至る懸念なしとしない。現下の日本に於ける労働組合は、階級的立場よりも勤労者としての生産者の立場に、より以上の重点があることを再認識し、罷業権の行使については組合員の深甚なる反省を促したい。況やゼネスト決行に先立ち、十分に合理的な手段を尽さずして、それに突入するに至つてはストライキのためのストライキと化し、一部労働組合のため全国民が悲惨な犠牲に供せられることになると共に、半面かかるストライキは我が国労働組合の健全なる成長を阻害するものである。

一、講和会議を前にして、ゼネストにより国内を混乱に捲き込み、延いては経済再建を困難ならしめるならばこれが国際関係に如何なる影響を及ぼすか特に銘記しなければならぬ。

一、ゼネストを政治闘争に利用することは、日本更生の指針たる民主主義に反する。殊に新憲法の成立せる今日、政治行動は飽くまでも民主主義的手段に訴えて合法的に行わねばならぬ。かくて労働組合の争議と労働者の政治活動は、その限界を明確にすべきである。

一、併し乍ら今次のゼネストのよつて起るに至つた根本原因に遡れば、深刻なる生活不安が横たわつてゐる事実を看過し得ない。これを政策の面で云えば物価体系の混乱、食糧政策の不適正、失業対策の貧困、インフレ対策の不徹底等、要するに政府並に政党が民生安定のための綜合施策に打つべき手を打たざるところに争議の温床があると云えより。然りとすれば、斯る根本問題に就て適切な解決策の見ざる限り、広汎な争議は何度も繰返さ

れる危険が多である。政府及政党は率直にこの事実を認め、速に民生を安定せしむべき施策を果敢に進め、争議の根因を除去すべきである。

一、他方企業経営者としては、ストライキに関し徒らなる反撃や一時を糊塗するための譲歩によつて当面を彌縫する態度を採らず、経済再建の現場的責任者としての立場から、企業経済の限度に於て護るべきは譲り、主張すべきは主張して、極力合理的な解決を図らなければならない。

一、われわれは日本経済復興の任務が勤労大衆の双肩に懸つてゐることを認める。しかしそれは一部の組合が主張する如き階級的な意味に於ける労働者のみを指すのではない。広義の勤労者、即ち企業経営陣を含めた勤労者によつてのみその実現を期待し得る。労働組合の一方的復興運動乃至企業に於ける労働者の指導権の樹立が何を結果するかは、前大戦後の欧州の歴史が物語るところで、われわれは前轍を繰返す愚を断じて避けねばならない。

一、総同盟、産別の企図する産業復興運動は結構である。しかしその根本的態度は、生産の面に於ては、何処迄も企業権を尊重し経営者と協力關係に立つことに徹しなければ必ず失敗に終ることを警告したい。而して、組合が日本経済の実情に即した合理的立場を採る限り、われわれも欣然之等の復興運動に協力する用意がある。

## 企業経営の民主化 (二二・八・六、経済民主化研究会)

経済民主化の要ては産業の運営上に関係者の意思を洩れなく反映せしめこれによつてその自発的協力を確保すると同時に、経済的弱者が強者によつて圧迫せられることを禁絶する点に存する。経済民主化の具体的方式としては、独占禁止の線に沿うものと社会化の線に沿うものとの二通りがあり、わが国は現在連合国の指導により、前者の線に沿つて経済民主化を推進している。しかし生産設備と資源の大半を喪失し、経済力としては豊富な労働力のみを持つに過ぎず、従つて労働能率の昂揚によつて難局を打開するより外に途のないわが国としては、このような特異な条件に対応するため、右の如き民主化に関する基本的の線より逸脱しない範囲内においてある程度独自の構想を持たねばならない。而して経済民主化に関する各種の部面中この点に直接の關係を持つものは企業経営の民主化であるから、本研究会は先ずこの問題を取り上げた次才である。

われわれが企業経営の民主化に就てその基本的構造として考えるところは資本と経営との分離である。即ち経営者を企業の運営に關し公共の利益を代表し、且つ最高の責任を負うべき経営技能者として完全に独立せしめ、これを媒体として本来対立關係にある労資を協同關係に導かんとするものである。元來資本と経営との分離傾向は世界的風潮であり、しかも、敗戦によつて物的基盤が全く貧困化し、従つて労資が対立、鬭争の關係を続けることが即ち経済的破滅を意味するわが国としては労資の鬭争の対立を止揚することこそ焦眉の急務であるから、この意味において、右の如き行き方は、現に資本主義の線に沿つて管理せられつゝあるわが国として、最も現実に即したものとすべきであらう。

世上過去における資本と経営との關係より推して両者分離の実効を期待し難しと観る向きも尠くないが、わが国の現実として一方において独占資本は既に解体せしめられ、他方労働組合が罷業権を公認せられている今日、

客観的条件は全く一変してをり、従つて経営者にして法制上独立の地位を保障せられるに至れば、能く企業運営の中軸として労資協同の媒体たるの機能を發揮し得るものと信ずる。かくして経営者を独立せしめることによつて資本の地位を一步後退せしめると同時に労働の地位を引上げ、両者を並列せしめることを措いては、企業経営の民主化を望み得ないというのが、本報告の基調として一貫している考え方である。また企業民主化の問題に關する本会の論議において、常にその前提となつたものは、企業が社会の公器であり、従つて資本、労働、経営の三者それぞれの個別的利益のためだけに存在しているものと考えられてはならないという認識であつた。

なお本会の論議は専ら大企業を対象として行われたものであつて、中小企業の民主化に就ては、これを別個に取上げる予定である。

左に略々意見の一致を見た事項を列挙、これに簡単な説明を加える事とする。

#### 一、企業協同有制度の確立

企業を以て経営、資本、労働の三者によつて構成される協同体とする建前をとる。法律的には企業財産を右三者の共同運営する企業体たる法人の所有とするが、これに對する株主の絶對的關係を改め経営者及び労働者もそれぞれ経営または労働という生産要素を提供しているという意味において権利を持つものとする。

右三者の内面的配分屬關係に就ては出資者の出資の限度内に於ける企業財産は当然出資者に分配すべきものであるが、増殖分はこれを適當な割合にて三分し、経、労、資三者それぞれの集團に屬せしめるものとする。従つて企業が解散する場合企業財産は三者間に右の屬分の限度において分配される。企業利潤は経、労、資平等の原則に基き適當な基準（後述）に従つてこれを三者間に公平に分配する。その際企業基礎の安固を図り、且つ将来の拡充發展に備えるため、その内一定の割合を社内に留保するときは、これを適當な割合にて三分して、資本家に屬する分はこれを出資者勘定に積立て、経営者または労働者に屬する分はそれぞれ経営者勘定及び労働

者勘定に積立て、出資者、経営者及び労働者の企業資産に対する所有並に責任の金銭的限度を明らかにする。これ等の積立金に対しては、原則として各個人に対し現金にて利子を支拂うものとする。

企業債務も終局においてこれを経、労、資三者の共同責任とする。金銭的には経営者及び労働者の責任は右の帰属分を以て限度とする。

## 二、資本と経営との分離

経営者の資本家に対する受託関係を解除し、前者を後者に対し法律的にも独立せしめる。

資本に対してはその保全を期するため広義の監査権を認めるものとし従つて株主は従来の如く監査役を互選して事後監査を行わしめるのみならず、企業最高意思決定機関たる企業総会（後述）に一定数の代表者を送り、事前監査として企業最高意思の決定に参与せしむるものとする。

経営責任者たる取締役は資本家との間に代理乃至受託の関係なき経営技能者がこれに当る。首席取締役は新規企業の場合には発起人（経営技能者たる資本家たるを問わぬ）の推薦に基き、創立企業総会（後述の如く企業総会は資本家、労働者、経営者の各代表によつて構成されるものであるが、創立の際は労働者を欠くため資本家及び経営者の各代表によつて構成される）においてこれを選任し、また企業発足後、任期の満了、死亡、その他の事故によりこれが補充の必要が生じた場合には企業総会において、経、労、資三者同数の委員より成る選衡委員会を設け、才一、才二両候補者を推薦せしめ（選衡の範圍は必ずしも企業内部の経営技能者に限られるものではない）同総会がこの候補者に就て議決を行うものとする。首席取締役以外の取締役は首席取締役が企業総会の承認を得てこれを選任する。

資本家または労働者も企業総会によつて経営の技能を認められる限り取締役に選任せられ、また企業総会によつてそれが経営者たるの機能を逸脱しないことを認められる限り、その任に在り得るものとする。

経営職員は取締役と共に経営技能者集団を形成する者とする。この集団に属する者は経営に関する基本方針の樹立及びその実行に関し責任ある地位にある者及びその重要な補助者に限られるものとする。

### 三、企業最高機関としての企業總會（仮稱）の新設

企業最高意思決定機関として企業總會（仮稱）を新設する。

企業總會は経営者代表、株主代表及び労働者代表によつて構成せられるものであつて、代表者の数は企業の規模によつて相違を設けるが何れの場合においても三者同数とする。企業總會の意思決定は多数決による。議長は首席取締役がこれに当り、外部に対して企業を代表する。

企業總會の権限に属する事項は次の如きものとする。

- (イ) 企業代表者（首席取締役）の任免、及びその他の取締役の任免に対する承認
- (ロ) 企業目的の決定及びその変更または追加
- (ハ) 基本的な経営方針の策定
- (ニ) 重要な企業財産の処分
- (ホ) 企業財産を担保とする債務の設定
- (ヘ) 資本金の増減
- (ト) 決算に関する事項（利益処分を含む）
- (チ) その他企業に重大な影響を及ぼす各般の事項

### 四、株主總會の改組及び労働者總會並に経営者總會の新設

株主總會は株主が企業總會を構成すべき株主代表及び監査役を互選し且つ必要に応じ株主としての意思を表示する機関に改める。監査役の機能は従来通りとする。

労働者總會を新設し、労働者が企業總會を構成すべき労働者代表を選出し且つ必要に応じ労働者としての意思を表示する機関とする。但し労働者の総意により労働組合を以て労働者總會に代うる事を得るものとする。

経営者總會を新設し、経営職員が企業總會を構成すべき経営者代表を選出し且つ必要に応じ経営者としての意思を表示する機関とする。経営技能者が企業總會によつて取締役に選任せられた場合には、経営者集団の特質に鑑み企業總會を構成する経営者の代表たる資格を得るものとする。

##### 五、最低保証制度の確立

経営、資本、労働の三者の協同体たる企業の性格に基き、原則として企業成績の如何に拘らず、経営者及労働者に対してはその生活を維持するに足る給与を、また株主に対しては金利に相当する基本配当を保証する。この場合給与を決定する基準には、その責任、技能乃至経験を加味するものとする。但し能率給はこの外に考慮するものとする。

##### 六、企業利潤の分配

企業利潤に対しては、経営、労働、資本の三者が対等の権利を有するものとする。利潤の分配は、株主、経営者及び労働者に対する最低保証をなし且つ過去の欠損を補填し、なお余りある場合に行われるものであつて、株主経営者及び労働者の各人に就き株式の拂込金額並に経営者及び労働者の年取等を考慮し且つ企業の実情に即して適当な割合を以てこれを行う。例えば基本配当を超えて一分の増配が行われる場合には、各経営者及び各労働者もそれぞれ各自の俸給年額または賃金年額の二％に相当する金額を分配せられるものとする。

経営者及び労働者に対する利潤の分配に就ては、株主に対する配当と同様現金にて各自にこれを支拂うことを原則とする。

##### 七、企業危険の負担

企業危険は資本のみならず経営及び労働もこれを負担する建前とする。株主の負担は出資金及び上記の出資者積立金を限度とし、経営者及び労働者の負担は上記の経営者積立金又は労働者積立金を限度とする。但し株主が出資金の全部または一部を喪失し、または基準配当を受け得ざる場合においては、経営者及び労働者はその実情に即し適当なる方法並に限度において犠牲を分担することを当然考慮する建前とする。

経・労・資三者間における危険負担の順序、方法並に程度は企業総会においてこれを決定する。

#### 八、経営協議会

現在の協議会はそれが企業最高意思の決定に参与している限りに於ては、その権限を企業総会に譲り、専ら業務執行補助機関としてこれを存続し、これによつて生産実務上に労働者の意志を反映せしめるものとする。その構成並に運営の細目に就ては、別途考慮する。

#### 九、労働組合

上述の如き企業構造の変化により労働者は一面において一種の主體的性格のものとなるが、他の一面においては依然として雇傭關係に立つものであるから、この面において労働組合は存続する。但し労働組合の機能は現在の如く企業経営の外部に立つて労働者の利益を擁護するという消極的のものより、企業経営の内部に入つてその効率を高めることにより労働者の利益を増進するという積極的のものとなる。罷業権は固より厳存するが、尠くとも企業内部の経済問題に關する限り實際に罷業権を行使せねばならぬ場合は減少するものと思われる。

なお前記経営者集団は、労働組合と別個のものとする。

#### 一〇、結語

如上の構想を実行に移す場合予想される利点の主なものを挙げれば次の如くである。

(イ) 企業關係者の衆智が結集される上、労働者が主體的地位を占めるに至る結果として、その自主的勤勞意

欲の昂揚が期待せられるから、結局企業生産性の向上による生産の急角度の伸張が予想されること。

(ロ) 従来、企業体制においては到底免れ難かつた労資の争議が、殆んど発生の余地がなくなる結果、生産のロスがそれだけ少くなること。

(ハ) 企業の危険が経・労・資三者によつて分担される建前となる結果、企業の経営が堅実化されること。

(ニ) 企業の経営が明期公正となる結果、大衆資本にとつての好個の投資対象となること。

(ホ) 企業利潤が平等に分配せられる結果、富の均分化が期せずして実現すること。

なお如上の構想に対しては、これによつて資本の蓄積が減殺されると観る向きもあるが、勿論利潤が分散されるという点のみを取上げればこれは或る程度予想される。しかし右のイ、ロ、ハ、を併せ考えれば、全体としてプラスはマイナスを補つて余りあるものがある。

最後に資本の大衆化は独占資本の解体によつて、既に不可避の大勢となつてゐるが、この企業体制はこれに一層拍車をかけるものであるからこれを吸収動員するため、全く新規の構想に基く証券市場組織の整備、強化並にその適切なる運用が必要とされることは勿論である。しかしてこれが実現すれば、資本の供給が阻害される理由はないと信ずる。

一、民主化の基調

従来金融機構が高度に集中されていた反面において、その運営が全面的に官僚の支配下に置かれていたことは、我国金融の顕著なる特異性である。

戦後の新しい事態に即応して財閥の解体や一部特殊金融機関の閉鎖等が実行されるに及んで、金融界においても経営の民主化が漸く緒につき初めたが、未だ官僚統制は殆ど是正せられるに至っていない。資本の欠乏の特に甚だしい戦後のわが国において、金融が相当程度まで統制されなければならないことは当然のことであるが、健全な資本の蓄積を培養し、破壊された産業の復興を実現するためには、能う限り民間の知識経験を活用しつつ、しかも金融の公共的使命を貫徹し得る如き金融の運営を確保しなければならない。

かくて戦後の信用制度を再建するに当つては一方において金融機関の資本及び経営の民主化を促進するとともに、他方においては従来の如き官僚統制を排除して民主的統制の適當なる体制を樹立することが肝要である。而してこれ等の要請に応ずる一切の事柄を積極的に実行に移すことが現段階における金融民主化の基調をなすのであつて、それは他方における産業の民主化と相俟つて、我国経済再建の礎石を築くものである。

なお、以下本案は現下金融民主化の中心問題たる金融統制及び銀行の民主化に視点を置いた。

二、金融統制

(1) 金融統制の民主的主体を確立すること。

従来の如き官僚統制に代つて合理的な金融統制を実施するためには民間金融経済機構の内部から生れる民主的な統制主体を確立することが必要である。かゝる統制の主体として我々は後記「金融委員会」の創設を提唱す

るものであつて、その目的とする處は金融統制の自主的企画及運営を担当させることにある。

(2) 金融立法の主動性を民間人の手に確保すること

(イ) 戦時以來金融立法は殆ど官僚の手に委ねられて來たのであるが、今後は新憲法に基ずく国会の運営を通じてこの主動性を民間に移す。

(ロ) 法律に附随せる命令の立案を通じてなされる官僚の一方的な操作を排除する。(金融委員會の項参照)

### 三、金融機構

(1) 日銀の民主化と日銀依存の是正

(イ) 現在の日銀機構を根本的に改革し、完全な民主的経営を確立するとともに運営の官僚化を阻止する。(日銀機構の民主化については別途考究する)

(ロ) 民間金融機関をして一層自立性を確保せしめ日銀依存を排除する。

(2) 特殊金融機関の改組

出資、人事等につき政府と特殊な関係をもつ金融機関は復興金融金庫の如き暫定機関、その他社会政策上特に必要な機関に限る事とし、その他の特殊金融機関は普通金融機関と同じ経営形態で必要な機能を営ましめる。

(3) 金融行政の一元化

現在、農業及中小企業部等に対する金融を担当している機関(農林中金、商工中金、恩給金庫)の監督は大藏省とともに農林省、商工省等が當つてゐるが、今後は監督官庁を一元化するとともに総ての金融機関に対する統制は後記金融委員會の民主的統制下に置くこととする。

(4) 金融の地方分権化

今後における産業の地方分散に対応して、可及的に地方金融を地方銀行の手に開放する。

(5) 中小企業金融のそ通

(イ) 金融民主化の要請に従い融資の部面における門戸の解放と機会均等とを確保するために、今後は一層中小企業金融のそ通を図る。

(ロ) 但し中小企業金融の不円滑は主として借主の信用の欠如に起因するものと考えられるから、中小企業信用維持の措置(例えば同業者の組合による保証制度、保証責任制度の活用等)を併せ講ずるようにする。

四、金融機関の経営

(1) 資本、業務、人事

(イ) 資本

独占的、支配的株主を排除する。原則として資本金の二十分の二を越ゆる株式の所有を認めないよりによること、及び株主の議決権の制限方法(例えば十株を超える場合は十株毎に一議決権とする等)をとること。

(ロ) 業務

貸出金の最高限度(一融資先に対し、例えば総預金の二十分の一以上の融資その他債権の所有を認めないこと)を規制する。

(ハ) 人事

(a) 金融機関の構成員の民主化——即ち経営者の選任に当つては従業員の意向を反映せしめるより措置する。

なお所謂天下り人事を排除する。即ち監督官庁及中央銀行等の役職員を退任後一定期間は原則として民間金融機関の役員に就任することを禁止する。

(b) 一定規模以上の金融機関に対してはその公共性に鑑み各界の代表者を運営に参与せしめる。

註 企業における民主化の一般的原则が確立され、(イ)及び(ハ)等について株式会社制度及び官吏制度の根本的改革が実現した場合には金融機関もその原則に従うこと。

(2) 経理内容の公開

金融機関の経理を可及的詳細に公表し、その内容に対する判断の合理的資料を提供する。

五、金融委員会

前掲金融統制民主化の趣旨に従い官僚及日本銀行による一方的な統制方式に代え、民主的統制の主体として金融委員会を設置する。

(1) 金融委員会の権能

(イ) 金融統制の自主的企画並に運営に任ずる。

(ロ) 金融に関する政府の命令は本委員会の議を経て決定する。

(ハ) 金融立法に関し国会の諮問に応じ、又意見を具申する。

(ニ) 法律又は官制による通貨金融に関する委員会は原則として本委員会がこれに当ること。

(2) 金融委員会の構成

本委員会は関係各方面の意向を反映せしめ得るよう構成する。しかし委員会の常務を執行するため一般委員中から常任委員を選任する。

(イ) 一般委員は左の各界より選ぶ。

一、金融界 一、産業界 一、労労組合 一、預金者 一、日本銀行 一、学識経験者

(ロ) 常任委員は原則として左記のように定める。

一、金融界 一、日本銀行 一、産業界 一、学識経験者

(一八) 委員は各界の推薦により国会の承認を得て総理大臣が任命する。

(3) 金融委員会は官制によるものとし、独立の事務局を有する。

(以上)

### 民間外資導入促進に関する意見 (二三・三・二三 才二回通常総会)

#### 第一、経済再建における民間外資導入の緊要性

当面における外資導入の根幹が政府借款にあり、従つて我が外資対策の重点がここに集中せらるべきは当然である。然らば政府借款に全力を注げばそれで足るかというに無論そうではない。才一に政府借款は必ずしも十分の額に達しない。才二にかりに十分の額に達しうるとしても、我が経済再建上外資輸入を緊要とせるにも拘らず政府借款では到底これを満し得ない部面が僅少でないからである。例えば政府借款に適するものは復興面においては、政府の長期建設計画中の基幹産業乃至基本資材に主として限られ(石炭、電力、鉄道、船舶、鉄鋼事業又は資材)回転基金制度による加工輸出用原料面においては棉花、羊毛、ゴム工業、塩等の主要輸出品原料に限られざるを得ない。

然るに右以外においても我が経済再建上この際焦眉の急を要するものにして、その実現には是非とも外資輸入

に俟たざるを得ない部面が多である。例えば左の如くである。

(一) 戦時中後れた技術を取戻すため必要なパテント、機械及び技術の輸入を目的とする外資導入は、外国会社と我が民間会社との直接交渉に俟つ外ない。

(二) 戦中戦後の酷使で多くの機械は耐用年数を已に経過し、至急その更新を必要としているが、この場合我が企業の資力の窮迫から外資の直接借入乃至投資を必要としている部面が多であり、その少からぬものは民間クレジットの導入に俟たねばならぬ。

(三) その他、当該企業の復旧拡張新設を至急必要としながら、その所要資金が国内においては調達困難なるも、民間外資の投資乃至借入に依頼しうる産業部門が少からずある。

(四) 製品輸出とリンクした原料輸入代に対するクレジット(短期商業信用)についても貿易回転基金に頼り得ず、民間クレジットを必要とする部面が左の如く多である。

(イ) 貿易回転基金による輸出用原料クレジットの対象とならぬ非重要輸入(原料品の輸入例えばゴム用カーボンブラック等)

(ロ) 貿易回転基金によるクレジットの対象となつてゐる原料品についても同クレジットでは間に合わない部分を埋める必要ある物(例えば輸出ゴム製品用綿布の確保につき民間クレジットを必要とするが如し)

(五) 政府クレジットは技術的に交渉、手続等に時間がかかり、かつ個々の企業からいえば、自己の企業に如何なるクレジットが割当られるかの見透しが困難であるに對し、民間クレジットは具体的に手早くその見透しが立ち計画を進める利益があり、従つて急を要する外資導入は民間クレジットによることが一般的に要望せられるわけである。

このように、この際民間クレジットの導入に依存せざるを得ない部面は、広汎である。しかのみならず技術の向

上、機械の更新を必要とする部面においてはこと極めて急を要するのであつて、それがご一、二年内に完成するのと三、四年後に完成するのでは当該事業の死活を左右する重大差異を生ずる。その理由左の如くである。

(イ) 世界的に物資不足時代である。ご一、二年内に新技術、新機械を輸入し得れば世界水準に伍して存立、發展しうる事業基礎を築きうる余地あるも、若し三、四年以後になれば、この間世界の産業が已に十分立直り、技術の劣れる我が製品の輸出は極めて困難となり、再業存立の基礎を築く余地が無くなるおそれが多大である。

(ロ) 機械の耐用年限は大約十二年であるところ戦中戦後補修及び更新なしに酷使せる結果、多くの産業はご一、二年内にこれを更新せねば生産力は一大低下に直面し企業の存立が脅かされる危険が多大である。

(ハ) 右の場合かりに国内の後れた機械で更新しうるとしてもそれでは戦後の世界競争力はなくなる。この意味からも至急優秀機械の輸入を確保しうる外資を必要とする。

しかしてその多くの部分は民間外資の導入にこれを俟たねばならない。

## 第二、民間外資流入上の隘路打開

民間外資の導入は以上のように焦眉の重大急務であるが、併し、現状に於ては、我が企業に対する外資の流入は少からぬ危険を伴い之れを除去乃至軽減する特別の措置を講ぜざる限り容易にこれを期待し得ないである。例えば左の如くである。

(一) 円貨が安定せずして、為替相場の決定すら尙ほ困難な現状に於ては、外資輸入に伴う為替変動のリスクを債権者債務者何れが負担するにせよ、その危険率は余りに多大である。

(二) 労務事情、動力事情、原料事情、金融事情其の他等のため、企業の経営が現状の如く乱脈状態を呈し企業経理の健全性が根本的に破壊せられ、その回復の見込みが必ずしも容易でない現状において、企業の信用そのも

のを基礎とする民間外資の流入は容易でないと思ねばならぬ。

(三) 米ソ対立の激化は、愈々戦争不安を醸立て、且つ極東市場の不安定なる現状においては、政府債の如く政治的考慮を伴はぬ純経済的な民間外資の流入は少からず躊躇せられる傾向を持つてであろう。

(尚以上の外、賠償関係、過度経済力集中排除法、税制、価格形成における利潤対策方針等、外資の導入を阻む幾多の問題があるが、これ等は早晩その見透しが立つものと見做しこゝには姑くこれを措く)

依つて、この際、我が経済再建上望まじき民間外資である限り、仮令相当の弊害を伴い、不利に陥る惧れある場合と雖も、これを資金調整法の立場で制限的に取扱うべきでは決してなく、極力これを自由にするは勿論、進んで望まじき民間外資流入の諸障礙を除去し、その流入を助長し推進する施策の確立に寧ろ主力を注ぐべきである。而して、かかる助長推進対策の主要点については去る二月四日付本会意見書において指摘せるところである。

### 第三 民間外資導入に対する希望條項

(一) 導入外資中、当該企業の必要と認める部分については、これを当該企業の外貨ファンドとして保留せしめ適時に適當の機械、その他を選択的に購入する等の費用に充當せしめる自由を与えること。

(二) 技術及び機械水準向上のための外資導入については日本の現状に最適の機械を選び、且つ所要技術の習得を極力短期間に確保するため、技術團乃至技術者等の海外渡航を認める措置を講ずること。

(三) 導入民間外資に対し、当該企業が弗を以て、その元利及び利潤を支拂い得るか如き經理をなし得るよう特別の措置を講ずること。

(四) 磅地域とのバーターを自由且つ可能ならしめると共に、かかる立場に立つ外資の導入を自由にすること。

(五) 民間外資導入と企業經營權との關係については、原則としてこれを企業の自由任せべきであるが、併しこの際國民に不必要な不安感を与えるおそれがあるを以て、經營の実權が外国に移るか如き形の外資輸入は極力

これを避けること。

### インフレ克服対策に関する決議（二三・五・一五 才一商全国代表者会議）

現在我々の当面している経済上の困難はその根底が極めて深く且つ至つて大きい。従つて最近多少明るい面が生じつゝあるとは言えこれを過信して一挙に性急にその解決を図らんとする如きは甚だ危険である。今若しその方針を誤るならば非常なる困難を惹起して国民を不幸に陥れるばかりでなく経済再建の望みをも全く失わしめるに至るであらう。この意味に於て性急な安定恐慌の実行論等については慎重に対処する必要がある。極端なる金融の引締めについても再考せねばならぬ。従来の経済政策は兎角理論勝になる嫌があるが、そりいう行き方では実効を取め難く今少し実体面に比重を置いた政策が望ましい。この点についてはわれわれ実業人の意見が相当地に尊重せらるべきである。インフレ問題の克服は一貫した政策の下に漸次不自然、不合理、不均衡の状態を調査しながら長期にじつくりとその解決を図るべきである。

昭和廿三年五月十五日

経済同友会全国代表者会議

## 産業金融疏通の緊急対策に関する意見 (二三・七・一六)

産業の深刻極る資金窮迫は、我が経済の立直りに、今や測り知れぬ打撃と弊害とを与えつゝある。無論、戦争及敗戦に基く莫大な蓄積資本の破壊と喪失とに鑑れば、敗戦後の我が経済が一方ならぬ資金難に悩むは寧ろ当然であつて、その打開のためには、基本的に、長期的根本対策を必要とする。併し、現下産業資金窮迫の一半は、関係当事者の適切なる措置によつて、これを急速に打開することは必しも至難ではない性格のものである。以下は右の意味に於て当会の到達した産業金融疏通緊急対策の要領である。

### 第一、産業金融疏通の基本態度について

一、インフレ収束を目指す現下の金融政策は生産増強の要請及び一般経済安定の足並との調和を欠き、これと遊離して、跛行的に少からず行過ぎたものである。依つて政府は此際これ等の基盤事情を綜合勘案した基本的資金計画を確立し、偏倚的な金融の急進的引締政策を改め、基盤事情の成熟と歩調合つた漸進的政策を探ること。思うに、現下金融対策への要請は一方に於ては生産力の復旧復興のため若干のインフレ的要因の随伴を覚悟しても、これを実現することが、結局に於て経済安定を促進する所以であり、特に産業資金の犠牲に於て健全財政主義が形式的に強行せられている現状に於てそうである。それと共に、他方に於ては、インフレ防遏の財政金融的施策を充分重視するの要がある、という対立關係を如何に調和するかはその特徴があり、具体的には、兩者の

調和点を時期的に何時に求むべきかに現下の金融政策の重点がある。かくて一方的な立場からの性急な対策が許さるべき秋では決してないのである。

然るに、最近に於ける政府及日銀の金融方策を見るに、動もすれば、生産の復旧復興面を著しく軽視し、性急なインフレ克服に専ら重点を置いた金融緊縮方針が採られているものようである。このような非綜合的な対策を以てしては、最も基礎的な生産力回復を著しく阻害し、インフレ収束の時期を却つて遅延せしめる結果となるであろう。

政府は、此際宜敷く、生産力の復旧復興と、健全金融政策の徹底化との時間的調和点を何処に置くかを明確にした根本的資金計画を至急確立し、その根本的基礎に立つて、現下の偏傾的金融緊縮方針を是正し、以て当面の産業資金窮迫の疏通対策を確立すべきである。

## 二、日銀の通貨発行力を積極的に活用する計画的産業資金疏通対策を即行すること。

現下の産業金融窮迫原因中には、その性格上、日銀券の増発によつて当該資金供給の相対的不足を補つても、インフレ激成のおそれ殆どなく、しかも生産増強上及びインフレ克服上その資金窮迫を圍策的に打開するを当然とする種類のものが多分に含まれている。例えば物価及び賃金水準の統制的高騰に基く産業資金の相対的窮乏化の如き、又、産業稼働率の上昇に伴う運転資金の需要増大に基く産業資金の逼迫の如きその代表的のものであり、更に今後においては、米國政府の対日復興クレジットの供給に伴う生産設備の増強に伴う資金必需量の増大の如きも同一性格のものに属する。

これらの資金窮迫を打開することは、実に日銀の責任であり義務でこそあるのであつて、その資金窮迫の打開は決して救済的意味のものではない。従つて、これ等資金窮迫に対しては、予め、その緩和上必要な通貨流通量を算定し、その基準の下に日銀目らが寧ろ主導的立場に立てる打開策を講ずるのが至当である。然るに、いま、

政府の産業金融対策を見るに、宛かも救済的対策なるかの如き態度の下に、日銀は終始受動的立場に於て、市銀の融資を嚴重に取締り、合格の融資に對してのみ極力制限的に融資を与えんとする建前を採つてゐるものである。

日銀のこのような消極的態度の下においては、政府折角の産業金融疏通対策の大部分は、結局画餅に終る危險が多である。何となれば、今日の如く市銀の手許が枯渇し、しかもその時期が宛かも貸出リスクの甚大な現下の状態の下に於ては、市中銀行は、日銀にお百度を踏み、審査や監督の面倒を敢てして、産業融資の円滑を積極的に図ろうとする熱意を持ち得ないであらうからだ。

三、現下の特殊事情に鑑み、市中銀行の自衛上到底負担し得ない過大なリスクを伴う緊要産業融資に對し、特殊産業融資方策を一層進展し拡充する措置を講ずること。

一方に於てはインフレ収束期に直而し、他方に於ては一本建円為替レートの促進による國際競争對抗のための産業の再編成が急調化せられる氣運にあり、更に一方に於ては健全金融方針堅持の下に、企業の健全経理化的整理が強行せられつゝある現下の段階に於ては、融資に對するリスクが特殊的に増大するが必然である。事実最近に於ける産業金融こうそくの少からぬ原因はかゝる意味に於ける市中銀行の貸出警戒の激化にある。従つてかゝるリスクについて特殊な措置の講ぜられない限り、日銀がいかにその金融緩和対策を講ずるとも産業界にまで生産増強乃至企業整備上必要な資金が疏通する見込みは稀薄であるといわねばならぬ。就中この際かゝる特殊措置が必要な分野は、國民經濟上その存続發展を緊要とする産業でありながら、政府の一般的經濟安定対策の犠牲となつて、その経理状態が悪化している企業についてである。この意味に於ては復興金融庫の性格の機關の機能をこの際一層拡充活潑にすることが絶対に必要である。然るにこのような秋に於て政府は逆に復金の活動を縮小せしめ、かつこれを補強する他の効果的方策をも何等講じていない。斯くの如きは現段階の特殊事情に對する重

大認識を欠くものといつても決して過言ではないと信ずる。

## 第二、産業金融疏通の主要面について

### 一、手形制度の拡充について

手形取引は、現在、期日に於ける不渡が頻発し、金繰上これをあてにし難いこと、及び取引銀行の手形割引が円滑でなく、かつ、たとい割引せられた場合に於ても、当該手形割引が借入金の手形に算入せられて他の所要借入金を制限する結果となる等のため、産業界はその取引を一般に好まざる実情にある。よつて、手形制度の拡充を図るためには、適格手形及び優遇手形に対しては、左の如き措置を講じて之等の障礙を除く必要がある。

(一) 右手形の割引は枠外融資とする事(但しその濫用を防ぐため手形が不渡となつた場合には之れを枠内に組入れること)

(二) 右手形に対して日銀は積極的に再割引すること。

(三) 銀行が右手形の支拂保証をなす便法を講ずること。

### 二、価格改訂に伴う所要資金増大に対する産業融資について

政府今次の産業金融対策は、本項の産業資金難打開をその中心とするものであり、その対策の方向に関する限り大体に賛意を表するに吝でない。併し、前掲才一の基本態度の「二」及び「三」に述べた理由によつて、その運用については、日銀がその受動的態度を改めて能動的措置を講ぜざる限り、産業の資金難は徹底解決せられないであろう。しかのみならず、この種の資金供給は、たとい日銀券増発によつてこれを賄うも、その本質上インフレ要因を成すものに非ず、かつかゝる資金窮迫を調整することは、中央銀行としての日銀の義務であることは既に言及した通りである。これらを勘案して、この種の金融逼迫については、日銀自ら主導的役割を演じ市中銀行を奨励してその急速なる緩和を積極的に期する措置を講ずべきである。今次発表せる「産業金融対策」の如く

日銀が受動的且つ制約的立場に止るべきでない。

### 三、生産活動の増大に伴う産業融資について

国内基本資材の増産及び各種クレデットによる原料資材等の輸入増大に伴い、わが生産活動は着々と回復増大しつつあり、このため所要運転資金もそれだけ増加しつつある。しかも、この種の資金供給はたとい日銀券増発を以て賄つてもその本質上インフレーション要因をなすものではない。

然るに、政府現在の資金政策に於ては、この種の資金供給源は専ら市中銀行の産業融資の枠内に於て賄わしめる結果、この種の資金需要が増大せば、それだけ一般産業資金の窮乏を齎らす結果となりつつある。政府はよろしく価格改訂に伴う産業融資特別方策を講じたと同一趣旨の下に、生産活動増大に伴う産業融資特別方策を新に至急確立すべきである。

### 四、企業の自己資本拡充について

政府今次の産業金融措置によると、「企業の設備資金と運転資金は出来るだけ企業の自己資本に依らせる」ともある。その限り極めて同感であるが、併し、右のためには、同時に企業の自己資本拡充を可能ならしめる効果的措置をこの際左の如く併せ講じない限り、産業資本の窮乏を一層激化せしめるであらう。

(一) 証券融資を市中銀行の資力にのみ一任せず、一定資格のものにつき、一定金額（例えば復興クレデット受入額を限度）まで日銀に於て尻をみることに。

(二) 自己資本の吸収上最少限必要な利潤の確保（少くともその見透しの確立化）を、具体的に政府施策の上に表明すること。

(三) 自己資本拡充の源泉である国民の新蓄積を可能化し促進する施策を講ずること。

(四) 独禁法の法人の株式所有を禁止せる条項を改正すること。

## 五、赤字金融について

「価格補正によつて企業採算の基礎は確立せられることとなるので価格改訂後に於ては企業の赤字金融を無くする」といふ政府の方針は、その限りわれわれも原則的に賛成である。併しながら政府及び日銀は今次の価格補正そのものによつて、企業採算の基礎は確立せられると果して確信しているであらうか。現在の実情を少し覗れば何人にも分るやうに、企業にその責任なく、政府の施策そのものにその責任のある企業の赤字が現下の企業赤字のむしろ過半を占めていること左の如くであるが、これ等の赤字原因についてはこれを効果的に解消さす何等の具体案も示されていないのである。

いう迄もなく、企業の赤字金融断絶の政策が妥当であるためには、その前提として、企業の赤字なし経営が確保し得られるやうに、前記の如き政府の政策的障壁が除去せられることが必要であり、それが政府当然の重大責務であることをこの際強調したい。

- (一) 原料及び賃金は公認的に高騰しながら、これに伴う価格改訂が後れたことに基く損失。
- (二) 価格決定の際予定せられた操業率が、或は電力不足のため、或は原料資材の割当の減少乃至不渡等に原因して、予定を下廻る低操業率となることに基く損失。
- (三) 政府の認める減価償却が極めて過少なる結果、その補修更新等に当り表面化する損失。
- (四) 政府の支拂遅延に洩源する各種の損失。
- (五) 政府の責任たる失業対策費を過剰人員抱え込みの形に於て企業に転嫁せしめていくことに基く損失。
- (六) 以上は経理面に顕現し来る赤字であるが、右以外、経理面では赤字の外形を現わさないが実質的には企業の赤字となり、企業の資金窮乏を激成せしめているものに、左の如きものがある。

(イ) インフレ仮装利益の課税

(ロ) 價格改訂に際しての價格差課税

(七) 最後に併し最も重大なことは今度の價格補正の基準をなしている三千七百円基準貨金の確保につき、政府は責任ある対策を採り得ないことだ。このため、企業の実際支拂貨金は基準以上に上昇する危険性が多大でありそれは必然に企業の巨額なる赤字化を促進する脅威をもつものである。

以上の各種企業の赤字は、最も善意に解して、政府が全体的立場からより望ましい經濟安定を図る必要上その犠牲を企業經理の赤字に負担せしめているものである。果してそうだとすれば、かかる性格の企業赤字の存する限り、全体的經濟安定の確保のため、政府の金融政策そのものは、企業の赤字処理につき責任ある金融措置を講ずることが、政府当然の義務であると確信する。然るに、これ等政府の政策に基づく企業の赤字は此際解消せしめる措置を併せ講ずることなくして、独り、企業の赤字金融を廢絶するというのが政府今次の金融方針である。われわれはここにその不合理不公平を指摘すると共に、その經濟的弊害の甚大にして、政府及び日銀の目指す目的とは逆の結果に陥る危険の甚大なることを警告せざるを得ない。

六、財政(中央及び地方)支拂の遅延について

最近における産業金詰りの少からぬ部分は、財政支拂の遅延に基くものであつた。尤も、その少からぬ部分は、二十三年度予算の成立によつて解消せられるであろうが、なお、この際左の如き措置を講じ、今後に備えるの要がある。

(一) 政府はその財政支拂につき必ず一定の期日を約束する制度を確立し、若しその支拂が右期日を經過する場合には例えば租税滞納の利率と同率の金利を負担すること。

(二) 政府はその発注品乃至請負契約につき、概算拂制度及び政府の手形拂制度を創設乃至拡充すること。

## 日本經濟自立化のため貿易外收入増大の方策 (二三・一〇・一五)

### 船舶回轉基金設定と海上保險の海外保險容認を要望

われわれは日本經濟自立達成のためには、まず國際收支の逆調を改善する方策の確立が急務であると確信し、そのため国内の生産復興並に輸出の振興と相まつて貿易外収入とくに海運及び海上保險による収入源の開拓をもつて戦後の顯著な傾向である入超を極力減少する必要を痛感している。即ち昭和二十二年度の貨物貿易は輸入五億二千六百万弗に対し輸出は僅か一億七千三百万弗で結局三億五千三百万弗の莫大な入超を示したが、わが国の現状から考えるとこの傾向は今後相当長期にわたつて持続するものと予想される。

もともわが国は戦前においても貿易は年々入超で、これに対し當時は海運々賃と海上保險を中心とする貿易外収入が可成りの額を占め、それで國際貸借を調整していたものである。従つて、若しわが海運がたとい一部分にしても、ガリオア基金及びイロア基金による物資の輸送、或はわが輸出品の輸送に参加を許され、かつまた海上保險も、現在の如く朝鮮中国向け日本船積の場合に限る内建海上保險のみでなく、世界各市場向け商品に対する海上保險引受が許されるならば、これらによる収入をもつて、現在の入超を相当程度補い、今日以上に米国の納税者に迷惑をかけることなしに、經濟再建を推進できるものと思ふ。よつて右に關する対策として次の如き具體策を提唱するものである。

## 第一部 海 運

### (一) 外国備船による貿易外收入獲得の方策

戦後の日本海運は現有船舶が質、量両面に於て到底戦前の比ではなく、且現在僅かに許されている対朝鮮、中国貿易による海運収入は実に微々たるもので問題にならないのみならず、現在わが貿易額中に含まれる運賃の割合特にそれが輸入に於て著しく高率となり、大体輸入では二〇%前後、輸出では約四%を占めている見込である。前記昭和二十二年貿易額にこの運賃率を当てはめると、輸入で一億七百万弗、輸出で七百万弗都合一億一千四百万弗の巨額な運賃が含まれている勘定である。若しこれを全部日本船で輸送したと仮定すれば、国際収入面の入超は二億三千万弗に圧縮し昨年の入超額のほぼ三分の一だけ節約出来るわけである。然るに海運の活動に寛大な途が拓かれるとしても、現在我が保有船舶中遠洋に離船出来るものは数隻に過ぎない。又政府の海運復興五カ年計画に基づく造船計画にしても資本と資材の欠乏している今日其の急速な実現は困難と思われる。所詮自力では如何ともなし難い以上現在過剩船腹を抱えている米国のリバティ或はビクトリ船の買船乃至裸備船が問題の対象となるが、買船は米国の国内事情で実現困難とすれば、ここに裸備船の方法についてこの実現を期すことが唯一の解決策とならう。

### (二) 船舶回轉基金により裸備船する方策

昭和二十三年度(二十三年七月—二十四年六月)の本邦輸入物資総量は大体九〇〇万噸前後と推定されるが、その中積出港の事情や運賃率等の判明している十二航路(米囤積小麦、綿花、石炭、印度綿花、銑鉄、濠洲羊毛、海南島鉄鉱石、紅海塩等)を選びその航路の荷動も約四五万噸—総輸量のほぼ半分—をリバティ船を備船して輸送するとすれば九一隻を必要とする。運航経費の中、燃料費、荷物費、積地の港費、代理店料等並びに裸備船料(重量噸当り月一弗五〇仙)を弗賃拂いとし、その他の運航経費(船員費、修繕費、保険料等)を円貨拂いと

する。

九一隻が年間この十二航路に稼動した場合に収支は各航路に依り異なる（航路に依ては赤字となるものもある）がその総計は左の通りである。

運賃収入	八、四四五万弗	差引年間	二、八四四万弗
支出総額	五、六〇一万弗		
内 備船料	一、七三〇万弗		
内 弗拂運航費	二、三五四万弗	計	四、〇八四万弗
内 円拂運航費	（弗へ換算）一、五一七万弗		差引弗取得額 四、三六一万弗

実際にはこの中修繕費及消耗品費の一部は外貨拂の必要が生ずる惧れがある。併しこの採算は往航空路としての計算であるから往路に多少でも輸出荷物を積取るとすれば、取得運賃も増加する故、差引この程度の外貨取引は可能であらう。

この中二ヶ月以内に一回転即ち一航海を終了するものは六二隻に上るので各航路の一航海所要弗拂額合計七七〇万弗に対し二ヶ月間のクレジットの供与を受ければリバテ一船九一隻を配船し之が回転することにより年間約四、三〇〇万弗の外貨を取得できる計算である。

### (三) 船舶クレジットの懇請

右に提案した船舶クレジットについては既にわが国のために実施されている繊維工業などに対する原材料クレジット又は委託加工方式に比べてより有利且確実な条件を備えていることを指摘出来る。即ち、

(一) 資本の回転率が概して二ヶ月乃至三ヶ月で極めて早いこと—綿糸布にては最低六ヶ月平均九ヶ月を要する。

(二) 外貨取得率が高いこと。十二航海総額に於て外貨投資額(クレジット所要額)の二倍の外貨を取得し得る。――紡績に於ては製品価格中原料代の占むる割合は四割乃至六割平均五割で此点では兩者とも遜色がない。

(三) 資本の回転過程、加工行程に於て国内産業と競合しない。燃料たる石油が問題であるが、之も海外で補給する故直接国内産業の燃料を圧迫しない。――繊維工業に於ける石炭、電力、染料、又アルミ加工に於ける電力等は、何れも国内の不足している原料等を輸出のために割愛せねばならない。

(四) 製品の売却即ち運航による外貨運賃の取得に苦勞を要せず、しかも確實に取得出来る。――繊維製品に於ては磅ブロック乃至非弗地域への輸出が伸び悩みその売却に多大の努力を要する現状である。従つてこの回転基金が可及的速かに実現するならばそれだけ日本経済の自立を促進するものであることは疑り余地がない。併し船舶回転基金が効果的に活動し得るためには次の如き諸条件の充足が必要であり、これについて連合国の理解ある援助を要望するものである。

(イ) 本邦船(本邦備船を含む)以下同じ)に對し遠洋醜船が許可されると共に燃料その他の補給を許容される事。

(ロ) 対日援助物資の邦船積割当を受くる事。

(ハ) 邦船に對し通商航海条約が成立しているとほぼ同一の待遇を与える事。

上記の如き高い回転率と有利な採算を実現するためには能率的な運航を絶対必要とし、これがためには少くとも外航に關しては民営又は民間船主の運航実務担当が必要であることを敢えて強調するものである。

## 第二部 海上保険

一、海上保険による貿易外収入の増大は、わが海上保険会社が外貨建により外国貿易の海上保険引受けが許されることによつて、はじめて実現する。他面これは単に海上保険による外貨獲得の途を拓くのみならず現在の不

利なFOB条件に基く輸出から、CIF条件による輸出の復活に導く結果となり、貿易業務の正常化、円滑化を図るために実意ある措置と信じている。

二、現在わが海上保険会社は外国送金の自由を有せず、かつ外貨資金も持つていないが、もし一般の輸出入決済と同様に、海上保険に対しても司令部貿易資金の利用の途が拓かれるならば、保険会社は円貨による保険料を受取つて、外貨建保険証券を発行することができる。即ちCIF輸出の場合、保険会社は外貨表示の保険証券を発行し、外貨保険料に相当する円貨をシッパより受取る。一方バイヤーは保険料込の輸入代金を外貨で司令部貿易資金に拂込むがこの場合保険料に相当する金額は保険勘定として別勘定に入金する。クレームがあつた場合にはクレーム金額を右の保険勘定からバイヤーに外貨で支拂い、わが保険会社はこれに相当する円貨を貿易序の保険勘定(円貨)に拂込む。結局司令部保険勘定(外貨)には保険料が入金し、クレームが同勘定から支拂われるので、相当長期にわたればそのバランスが蓄積されそれだけ外貨獲得となるのである。

三、右の手續に適用する円貨と外貨の換算率は、保険料とクレーム支拂に同一のレートが適用される限り、商品別のレートが適用されても何等差支えないが、手續を簡單にするためにはミリタリー・レートを一律に適用することが望ましい。

四、積地FOB輸入の場合には右の手續を逆に行うことによつて同一の目的を達することができる。

五、以上の方法による外貨収入は昨年度の実情で推算すると輸出入合計七億一千万弗に対し海上保険料率を平均一%とすれば約七百万弗となり、クレームを五割支拂うとして差引き三百五十余万弗となりこれだけの外貨を獲得し得ることとなる。金額としては必ずしも大きなものではないが、今後貿易額の増加に伴い保険収入も漸次増大するし、のみならず海上保険による外貨獲得は特別の資材や資金を要せず単に以上のよりな手續を許されるだけで、直ちに実行可能であるから我国経済再建に役立つことは疑いない。

## 九原則勵行に関する要望 (二四・二・四)

日本經濟の自立を出来るだけ早期に達成するため、此際九原則を嚴重に勵行せしめんとするGHQの指令に對しては、われわれは全力を傾けてその実現に邁進し、一は以てGHQの厚意ある支援に應え、一は以てこれを挺子として我が企業の再建を期せんとするものであること云うまでもない。

併し乍ら、九原則の運用如何によつては、不測の經濟混亂を醸し、却つてその根本目的に反する危険が必ずしも少くない。こゝに敢えてわれわれの見解と懇請とを卒直に披瀝して、何分の御配慮を冀う所以である。

終戦後の我が經濟は、米国の厚意ある有形無形の支援によつて一時に比し少からず改善せられたとはいへ、根本に於て戦争に基く疲弊困ばいは未だ甚大なるものがある。即ち戦争敗戦、終戦後の喰込經濟の結果、我が經濟はその設備の少からぬものを喪い(略々蓄積資本の三分の二を失つたと推定せられる)残存設備そのものさえその腐朽老舊甚しく且つ設備そのもの、凹凸、関連産業の不均衡等が著大にしてその正常的生産性を回復するには、巨大なる資金を必要とする実情にある。

のみならず、戦中、戦後に於ける原料資材等の流動資産の喪失消耗は徹底的であつて、今や文字通り涸渇に類している。かくて生産を根本的に回復せしめるためには、たゞに原材料のランニング的需要のみならず、最少限

度の手持トツクを補充せねばならない窮状にある。云うまでもなく、このためにも巨額の資本を必要とする。然るに現在資本の新規蓄積力は殆ど皆無であるというよりもむしろ未だ縮少再生産状態を脱し得ない段階にある。しかもその新規蓄積が急速に増大することを期待することは殆ど望み得ない実情である。特に企業は現下の物価統制及租税賦課方式の下に於ては、適正利潤すら認められないことは勿論、生産力の維持に必要な減価償却すら認められていず、加うるにインフレ仮装利益に課税せられ、資本の自己蓄積どころか少からぬ喰込経済を依然続けつゝある状態である。

之を要するに日本経済は現状に於ては(1)企業の所要資金を自己蓄積に依存し得ざるは勿論、国民蓄積そのものに依存し得る程度も極めて僅少である。思うにこのことは蓄積余力豊かな米国人には殆ど想見し難い程のものであろう。従つて(2)米国の厚意ある救援に依るおれおれの努力の成果が、輸出増進の上に相当顕現するに至るまでは、若干のタイムラッグを生ずるといふ基盤事情にある次才である。

我が経済はまた原料資材の過少乃至凹凸等による操業率の過低、終戦後に於ける企業内部の再整理の未完成、孤立経済の永存に基く物価関係の凹凸、ユーストに於ける貸金関係の変態的増嵩等幾多の容易ならぬ疾患に犯され、且つ企業体そのものは既に極度の衰弱状態にある。無論我々はGHQの好意ある支援の下に九原則の線に沿つて此際万難を排してこれ等疾患の克服に全力を傾倒する覚悟であるが、併しその効果を挙げ得るには藉すに相当の時を要する実情にある。無論我が経済の態勢再整理のために過渡的に必要な経済的摩擦を厭うべきでないが、併し以上の如き実情に鑑み、万二余りに急激、急テンポの整理が強行せられれば、そのため不必要な多大の出血を齎らす恐れが甚大である。

而してかゝる基盤事情にあると云うことは、九原則の実施運用の如何によつては、輸出増進、経済自立の根元そのものである生産力の培養回復が却つて少からず阻害せられる危険の少くないことを語るものである。依つて

此際九原則の實施を指導せられるに當つては、これ等の基礎事情に十分の考慮を拂われ、日本政府が直線的施策の過誤に陥らず、緩急よろしきを得るより格段の御配慮を請わんとするものである。

なお、九原則の實施及び單一為替レート設定に當り、われわれの特に貴下の御参考に供し、出来得る限り御高配を懇請したい主要点は左の諸点である。

#### 懇請事項

#### (一) 九原則實施に對する施策の綜合統一について

九原則の目的は單一レートを早期に設定し、以つて日本經濟の自立を極力促進する状態を作るにある。而してこの大目的を達するがためには、九原則各項の實施に當り右の大目的に合致するより、これを綜合統一することが肝要であること云うまでもない。

然るに實際に於ては九原則の各セクションがそれぞれ単独に分離して施策せられ、結果に於て相互に矛盾することとなり、却つて右の大目的に反する結果を来す惧れが少くない。よつてこの際、その綜合統一に格段の指導的措置を講ぜられんことを懇請する。

特に

(1) 九原則實施上の最も根本的命題は生産を犠牲にしても經濟安定を急速に強行すべきか、或いは生産増強と兩立し得る範圍と方法によつて經濟安定を策すべきかの点であつて、前述の如き極度の窮乏と変態状態にある日本經濟の現状では生産増強に重点を置いた發展的、漸進的經濟安定政策を採ることが最も妥当であるとわれわれは考える。

(2) 伝えられるが如き金融緊縮政策の下に於いては、資材の配給割当はありながら所要資金の欠乏のため生産活動の阻害せられる見透しが濃厚であり、かゝる危険は九原則の強調する国内資源の開発、特に緊急である石

炭、電力等の増産すら阻まれる危険が大と思われる。資材の裏付けのある限り、要すれば日銀券を増発しても、かゝる資金的隘路を打開する措置を必要とする。

従つて此際右の如き資材の裏付けある通貨の増発をなすことは健全な通貨調整措置であつて、決してインフレーションと目すべきでないといわれれば確信する。

(3) 一体企業金融方針は生産の趨勢、財政、租税対策、賃金対策、物価対策と綜合統一的に決定せられて、はじめてその適正を期し得るものなるに拘らず、軽々に通貨の最高発行高を決定したり、長期に亘り資金の量を予じめ機械的に決めたり、実施上最も安易な金融対策のみ先走つて拙り厳格に実施せられる傾きあり、ために肝腎の生産を阻害する懼れが少くない現状である。

### (二) 輸出増進と国際收支改善とについて

輸出増進の成否が我が経済自立の成否の鍵であり、これに全力を注がねばならぬことは我々の肝に銘じているところである。然しながら前述の如き我が経済の実情に鑑み、国内経済復興上必要な生産材を以て輸出の増進を図ることは結果に於て我が輸出力の根元そのものを衰弱せしめること多大であつて、我が経済自立を遅延せしめる弊害は大きい。よつて国内復興用に必要な建設的資材は五ヶ年計画の前期においては極力輸出はするが内需を優先せしめ、その他の品目における輸出の増進及び貿易外収入の増大に全力を挙げ得るよう諸般の援助(後掲四項参照)を与えらむたい。

### (三) 経済自立と國民租税負擔の適正化について

インフレーションを克服し経済自立を期するためには、企業がその所要とする資金を國民貯蓄より賄ひ得なければならぬ。それには租税負擔がかゝる余裕を許す範圍に止めなければならぬこと云々までもない。然るに我が現下の租税負擔はかゝる蓄積余裕を許すどころか、その実質に於いてはむしろ逆に少からぬ財産税を課し過去の

國民貯蓄を喰い込んでゐる状態である。

尤も表面上政府の公表してゐる租税負担は國民所得の一五%内外にすぎぬと云われ、外國に比し必ずしも過重ではないかの如く誤解せられ勝ちである。然しながら事實は政府の謂う國民所得のものには本質上何等國民所得の性質を有しない多大の仮想所得があつて、國民の實質的租税負担は遙かに高率である。

且つ國民各自の所得そのものが一般に未だ過少にしてその全所得を以つてするも最低生活費をすら支え得ざるものが圧倒的に多く、ために國民の租税負担はその率の示すところよりも著しく過大になつてゐる。

無論この際徴税の徹底化を図ることは必要であり、われわれは敗戦國民として最大限の租税負担をなすべき義務を強く感じ、全力を挙げてこれを果さんとするものである。併し同時に如上の事實を密かに吟味せられ、負担の適正化を図るとともにこの際我が經濟自立上歳出そのもの、輕減が如何に重要であるかにつき十二分の理解と考慮とを切に懇請する。

#### (四) 日本經濟と國際經濟との結び付きの正常化について

單一為替レートの設定を困難にすると共に、我が貿易の發展を阻み經濟自立を困難にしつゝある大障害の一つは、我が輸出品ドル價格が不当に廉く、輸入品の少からぬものが不当に高い傾向にあることで、輸出入ともに貿易を少からず不利とする國際價格價格關係におかれてゐる。かゝる傾向を招來した原因は我が經濟と國際經濟とを結ぶ紐帶である販売方法、仕入方法及び運賃諸掛關係そのものが變態的であるため、中間費用が過高となることに基くものである。為替を円高にきめ明年度五億ドル以上の輸出を確保せんとすれば、此際これらの變態的障害を極力緩和するため左の如き措置を講ぜられんことを懇請する。

(1) 業者の海外渡航、代理店設置、貿易官の常駐を至急許可せられたい。

(2) 邦船遠洋航路の再開及びリバタイー船五十隻乃至九十隻程度の裸備船を許可せられたい。

(3) 輸出CIF、輸入FOB取引の途を出来るだけ開いて欲しい。

(4) 輸出による外貨の一〇%乃至二〇%を一定制限の下に自由処分を許されたい。

(5) 輸入を極力民間貿易に切替えられたい。

(五) 貿易關係に對する獨占禁止法の適用除外について

敗戦後我が經濟力は激減し、且つその正常化の未だ極めて不十分なる現状に於いて、輸出を極力増進し得るがためには、少くとも、当分左の如き措置を必要とする。

(1) 高能率工場に生産を統制的に集中し、以つて輸出品現下の過高コストを低下せしめ、且つこれによつて優良品の生産と輸出とを増大せしめる必要がある。但し業種の特殊事情を十分考慮し、かつ大企業獨占にならぬ慎重な対策が必要である。

(2) 輸出品の品質を保証し、信用を高め需要の増大を期すると共に、粗製濫造的競争を避けるため、業者団体自らの検査機關の設置乃至保証制度創設の必要がある。

右は特に商業取引の未だ成熟しない商品に於いてそうである。然るにこれらの措置は現行獨占禁止法に抵触する恐れがある。よつて輸出業については獨占禁止法除外の措置を講ぜられたい。

## デイスインフレーション政策につき政府に対する要望 (二四・三・九)

我が民間従来の経済安定及び復興対策そのものは、他方本願的色彩強く、米国の好意に余りに多く依存せんとする建前のものであつたことについては、虫が良過ぎたものとして此際吾々は深く反省するものである。特に米国民の課税負担によつて贈られた救済を受けつつありながら、その好意に狎れて、或いは企業の実剣な整理合理化の苦痛を動もすれば避けんとし、勢い米国の救済を一層多く懇請する結果に陥り、或いは国民の耐乏生活を強く必要とする国情にありながら姑息の苟安を貧るため国民生活の引き上げを策する等、経済復興の重大義務を十全に果していない結果を露呈したことについては、こゝに率直にその過誤を告白すると共に、此際吾々は過去を清算し、他方本願的泣言をやめ、我が経済実力そのものの基盤に立ち、自力的に急速に経済安定を図り、自力経済の確立を期するため、万難を排りて新発足をなさんとするものである。

しかしながら戦争と敗戦との結果我が経済は現下異常の衰弱に陥たる上に、深大な経済的歪みを内包すると云う重患状態にある。従つてデイスインフレーション政策の運用に当つては、かゝる特殊事情に鑑み、特に細心の考慮を必要とする実情にあることを此際改めて強調せざるを得ない。万一かゝる考慮を欠くに於いては、不測の経済混乱と解体とを結果し、却つて経済安定の根本目的に反する危険の甚大なることを深憂せざるを得ないからである。

よつて吾々は此際デイスインフレーションの勵行に關し左の諸点を政府に強く要望するものである。云うまでもなくこの要望はデイスインフレーション政策の緩和を請わんとするものでは毫もなく、況や他方本願的に米国の救援資金に一層永く繰らんとする意図を含むものでは全くないこと前叙の通りであつて、たゞ我が経済現下の特異な実情を十分に把握して、デイスインフレーションの範圍に於いて最大限の生産機能を發揮し得るが如き機

宜の措置を政府に要望するものに外ならないのである。何となれば、それは結局において日本経済自立の時期を促進するものであることを信ずるからである。

### 要望事項

第一 デイスインフレーション政策そのものは、金融緊縮政策と同義語のものではない。現状以上のインフレーションを断乎防圧する高次の施策がその眼目であることを銘記し、この際有機的全面的綜合施策により、デイスインフレーションの鉄則の範圍に於いて極力生産機能を發揮せしめることに重点を置き、財政金融の形式的健全化を急ぐのあまり荷も生産金融を先走り偏圧するが如き退嬰的誤謬を犯さざる措置を講ぜられたい、我が経済現下の特殊事情の下に於いては、この点の心構が問題の焦点であると吾々は確信する。

第二 然るにかゝるデイスインフレーション政策の実行に当り、動せすれば却つて、その根本目的に反する結果となる悞れ多き施策が、関係方面より示唆せられているかの如き報道が伝えられている。関係方面の明識に多大の信頼を持つ吾々としては、遽かにこれを信じ得ないのであるが、万一それが事実であるとすれば、かゝる憂うべき喰違いを惹起せる原因は、わが経済現下の実情、特にその特殊事情に対する関係方面への説明乃至資料の提供そのものにつき少からぬ不十分の点があるものと解釈せざるを得ない。よつて吾々においてもこの際その十全の現解に資する実情の解明に全力を挙げ、政府に於いても、これ等実情の解明につき更に一段の努力を拂われんことを要望する。

第三 右に闡述して問題のポイントは、わが経済の安定自立上必要な通貨の適量を幾許と測定するかである。現状の如き特殊の金融事情を基準とする限り（その早急な改善は殆ど不可能）現在の通貨量は少からず過小であると吾々は考へる。この点を慎重に吟味し、その妥当な算定額を出発点として、通貨面におけるデイスインフレーション政策を講ぜられたい。

**第四** 健全金融の勵行については、わが経済現下の特殊事情に鑑み、広義のデイスインフレーション政策の範圍において極力これを漸進的に実行し、以つてわが企業がその自立態勢を整えるに必要な最少限度の時間的余裕と基盤とを与える措置を講ぜられたい。

**第五** 生産力の附加的增加は仮りに姑く措くとしても、戦中戦後の酷使で荒廃老朽の甚しい我が生産設備の現状では單に生産力の現状を維持するためにも、巨額の長期投資資金を必要とし、且つこれを自己資金乃至は市中の金融機関に求むることは極めて困難な事情にある。よつて、これ等長期資金に対して市中消化の復金債の発行を認めて復興金融庫の資力を充実する等の特殊の金融施策が是非必要であり、かゝる線に沿える機宜の措置を講ぜられたい。

**第六** 極めて変態な現行物価構成を極力正常化するという基盤の上に於いてのみ、はじめて本格的経済安定も、企業自立も可能である。政府は徒らに現行物価水準の堅持というが如き表面的経済安定を策することなく、根本における物価構成の合理化を図り、その上に経済安定を築く施策を講ぜられたい。

**第七** デイスインフレーション政策の下に与えられた通貨量を最善に活用するため、退藏紙幣の預貯金化及び証券化を図ることの重大緊要性を改めて認識し、現在これを阻みつつある諸原因を除去するためこの際特段の緊急措置を講ぜられたい。

## 現下の不況緊急対策

(二四・七・二四、才二回全国代表者会議)

### 第一 經濟基本事情の著変とデフレ激化の脅威について

ドッジ政策の意図に反し、我が經濟はいまや並々ならぬ不況に脅かされつゝある。按ずるにドッジ政策の構想そのものは、若しそれがその意図の通りに運営せられ得たとすれば現に我が經濟を脅かしているような大きな不況の憂うべき筈はない筋のものであつた。それにも拘らず、大きな不況が現に我が經濟を脅かすに至つた、才一の且つ基幹的原因は、ドッジ案決定の後に於て、世界貿易が急激な縮少傾向を呈するに至つたことにある。元来インフレに対抗するスタビリゼーション政策は、世界景氣の上昇期を選ぶべきことは、才一次大戰後の生々しい体験の教えるところである。然るに、ドッジ政策は、起案後において、不幸にも当初予期せぬ世界景氣の下降現象に遭遇した。この結果、国内經濟のデフレ化を相殺すべき建前にあつた輸出の増進は、實にその作用を發揮し得ないどころか、逆に貿易そのものがデフレ的脅威の新震源になることとなり、こゝに我が經濟は内外両面から二重のデフレ的圧迫に脅かされることとなつたのである。

右の如き不況の脅威につき此際最も憂慮せられることは、我が經濟の不況對抗力が現在極度に脆弱なることである。周知のよりに、我が産業は、戦争及敗戦による大打撃の上に戦後のインフレ期に於ける物価、租税、労働

の諸政策の何れもが産業の犠牲に於て社会経済の破綻を最少限度に喰止めんとしたものであつた結果、産業は赤字的性格の濃厚な莫大な負債を現に荷つておる上に、当面の経営資金にも極度に涸渇している。

このように、例えば売行著減、滞貨累積、売掛未収金の激増、物価下落等の不況の圧迫に対する資金の抵抗力は、著しく劣弱であつて、普通の場合ならば、企業合理化の促進剤たるべき程度に過ぎない不況で仮令あつても現下の我国に於ては、そのために恐慌的破局の誘発せられる惧が深大である。現下の不況の脅威は斯かる基礎の下に起りつゝあることに最大の関心が拂われねばならない。

以上の如き実情なるため、特に此際、ドッジ政策に關連して注目すべき点は、安定政策と世界景気の反動情勢との結果、企業の支拂能力に対する前途不安が著しく擡頭し、その結果、銀行の貸出警戒等の信用の一大収縮が起るに至つたことである。かくて、ドッジプランに於て用意せられていた巨額の援助見返資金の潤雨は、当初の如きバンキングプリンスブルの下に於ては、到底産業にまでは浸透し得ず、それだけ日銀に還流して、通貨が収縮すると云うデフレ作用を起す傾向が強くなつたのである。このような傾向は又日銀の金融操作を通じて、再分布せられる筈の預金部資金、前年度歳入余剰金等についても現われ、こゝに当初のドッジプランに就ては全然予期しない多大のデフレ情勢を誘発し、前記の事情と相俟つて、そのデフレ的脅威を倍加するに至つたのである。

のみならずかゝる情勢の下に於て復興金融庫の継続融資に代るべき見返資金の活用は四―七月期に於ては未だ殆んど動かず、そこに資金供給の空白期を生じ、企業金詰りの圧迫を一層拡大深化するに至つてゐる。いかにも此の最後の要因は一時的性格のものに過ぎないが、併し、已に前記の才一及才二の基因のため瀕死の状態にある我が経済に対しては右の一時的重圧の附加そのものが、致命的打撃となつて、收拾すべからざる恐慌的破局を誘発する危険が甚大となつてゐる。この意味に於ては資金の量もさることながら、タイミングの問題がヨリ重大な問題と化してゐるのである。

以上之れを要するに、現状に於てはドッジ政策の収縮的側面のみ強く作用して、これを克服し景気の振興を図るべきリフレ的他の側面、即ち、輸出振興と援助見返資金に由る資金の撒布とは、その後の経済事情の著変のため筆息状態に陥るに至つてはいるわけだ。万一にもかゝる状態をこのまゝに永く放置するが如きことあらんか、我が経済は安定恐慌と世界景気反動との二重の圧迫に同時に直面することとなり、しかも、不況抵抗力の已述の如く極めて弱小な現状であるから、遂に恐慌的破局を招来する恐れさえ僅少でないと言わざるを得ぬ。

現に、かゝる危険を孕む憂慮すべきデフレ的赤信号は已に現われはじめている。例えば滞貨の増大、投売による物価の悪質な下落現象、生産の低下、不渡手形及び賃金未拂企業の著増、企業の破産閉鎖の増大等々の如くである。

就中注目すべきは、等しく滞貨の増大と云つても、現下の滞貨は資金窮迫のため、絶対必要の原料資材及び商品の引取不能に基くものが多く、又、物価の低下も資金の窮迫から背に腹は代えられずして自殺的な投売競争を意味する悪質のものが少なく、これ等は局部的ながら已に恐慌一步手前の性格を帯びる現象に外ならない。改めて云う迄もなく、ドッジ政策の基本目的は、日本経済の自立化を極力早期に達成するため、その主力を挙げて生産の増大を図り、従来の過少生産に基く栄養失調を克服するにある。然るに、現状のまゝでは之れと全く逆行する結果を育生しつゝあるのである。のみならず、現状の如き不況の進行を万一にもそのまゝに放置せんが、その結果は一面には歳入の著減となり、一方には失業対策費その他の社会政策費の歳出の増大が不可避的となつて、過少生産の基盤の上で巨額の財政的赤字を露呈することとなり、ドッジ政策の才一段的目的であつた健全財政の堅持さえも不可能となり、最も悪質なインフレ症状に逆転する恐れさえ決して少くない。

叙上の実情に鑑み、従来の方策につき、此際実情即応の補正を時機を失せず実施し、以て憂慮すべき不況の圧迫を除去することに主力を傾けることが、政府刻下の急務であると吾々は確信する。而して、かゝる対策として

吾々は以下に述べるような諸点を政府に要請するものである。

## 第二 不況緊急対策の主要点について

此際に於ける才一義的不況対策は云う迄もなく輸出の増進であり、次ぎは、国内の建設的有効需要を確保することである。

### (一) 輸出増進対策

輸出増進のためには先づ国内条件の整備に全力を挙げねばならぬこと云う迄もないが、併し、現在我が輸出増進に対するヨリ大なる障害は、後段に言及する通り、対外関係の未だ正常化せざるところにある。

而かも、その影響は、世界貿易が不況段階に転入するに及んで、特に顕著に感ぜられることゝなつた。依つて、斯種対外関係の改善につき、われわれは政府に要請すると共に此際G H Qの格別の支援を懇請する次第である。

### (A) 国内対策

(1) われ／＼業者は企業の合理化を断行し質の向上とコストの低下とを図ることに全力を挙げねばならぬこと云う迄もないが、このためには企業現下の資金状態に鑑み、合理化に所要の資金を融資する特殊措置が是非とも必要である。

(2) 主食の増産充実、及び漁業水域の拡大によつて国民生活費を低下せしめる措置を講じ、賃銀コストの低下を図ること。

(3) 貿易港に於ける倉庫を急速に充実して、一方には輸出品の蒐荷保管費を節減し、一方には倉庫証券の活用により商品担保金融の円滑を図ること。

(4) スレーム、契約破棄等につき公正な処理機関と保証制度とを急速に設置し、商取引の円滑を図ること。

(5) 右の基礎の上に貿易手形金融を一層円滑にすると共に、割引率につき現下の過高金利に対し特殊の低金利措置を講ずること。

なお生産行程に長期間を要する輸出品については、特殊の長期金融を認めること。

(6) 自由港地域（加工工場の設置を制限せる）を設けて、各国の原料資材商品を国内に豊富に蒐積し、以て間接に我が産案の原料資材の購入を有利ならしめること。

(7) 輸出品乃至同上原料の現下に於ける滞貨の激増に対し、応急的買上げ及び金融措置を講ずること。

### (B) 貿易振興の対外措置

(1) 盲目貿易の不利を除去すると共に、運賃手数料、関税等の諸掛費の低下を図ること。

現下の我が輸出入は盲目貿易の不利のため、輸出の阻害せられるところが少なくない。加うるに、輸出品の諸掛費の比重が少からず過高である。いま指標的に雜貨について見るに、貿易商の輸入地売価の大約六割は関税、運賃諸掛及びバイヤー手数料にして、我がFOB価格は僅かに約四割を占めるに過ぎぬ。加うるに、輸入原料についてもほぼ同様の事情にあることを考慮せば、以上の比重は更に多大となる。従つて、これ等の部面のコストの低下を図ることなくして、海外物価の低下を国内的条件のみで吸収することは不可能でない迄も非常な無理と弊害を伴う。依つて左の如き措置を懇請する。

(イ) 邦商の海外渡航のみならず、営業の自由を認める等各国バイヤーと同一基礎の上に立つて公正なる自由競争をなし得るようにし、以て左の如く輸出の増進を促進すること。

(a) 輸出可能の余地ありながら、販路開拓の積極的努力の十分ならざるため、或は販路開拓に必要な邦品知識乃至メーカーとの連絡等の不十分なるため、輸出の不振に陥れるものが少くない。依つて前記邦商の海外渡航及び営業の自由によつて已往販路の回復その他販路の拡大を図ること。

(b) 戦前に於ける邦商の輸出手数料は多くは五%以下であり、一割に及ぶようなことは稀であつた。然るに現在に於ては正確のことは分らぬが三割内外から四割に達するものが多いように推測せられる。これ等は邦商の自由競争によつて相当引下げ得る余地あるものと考えられる。

(c) クレイトムは戦前に於ては大約〇・三%に過ぎなかつたが、現在の率は著しく高率である。此の点も邦商の海外駐在に由つて少からず低下し得るものと予期せられる。

(d) 邦船の外航、外国船の裸備船、輸出品のC.I.F契約、輸入品のF.O.B契約等の自由を与えられ、以て一方には、海運賃の対外支拂額を節約すると共に、他方には海運賃の負担低下を促進する基盤を与えられたい。

いま、現行海運賃負担の戦前対比につき、その指標として、北米よりの輸入棉花の運賃率を見るに戦前二%なりしものが現在約一二%である。極東間の運賃負担率の上昇は地理的理由のため右よりも一層甚しい。無論、経済そのものゝ基本事情の変化を考慮せねばならないが、邦船の就航によつて、大量輸入品の運賃についてはその二、三割方低下せしめることは決して困難ではないと考えられる。

但し、現在外航可能の我が船腹は極めて僅少であるから、此際、援助見返資金等に由り、急速に外航船の建造を促進する措置が要望せられる。

(八) 我が国は現在無条約国関稅等の差別的重課乃至制限を受けているため、我が輸出の阻害せられてゐるところ僅少でない。依つて、講和条約の早期締結の困難なる見透しに鑑み各国が最惠国待遇を与えるよう特段の措置を懇請する。

國際市場は各国共已に輸出不振による相対的供給過剩を呈し、一種の求償主義的貿易に陥るに至つた。従つて輸出増進のためにはまず相手国からの輸入の増大を図らねばならないと共に、ヨリ有利の輸入契約をなし得る選択余地は従来に比し著しく多大となつた。依つて左の如き措置を懇請する。

(a) 所要の輸入品は我が輸出をヨリ多く増大し得る国からヨリ多く之を購入し得るより、一層の好意ある措置を講ずること。

(b) 民間輸入のライセンス割当に当り、国内の要求に通曉する邦商の発言権が尊重せられる措置を講ずること。

(c) 輸入品の品種、品質、価格等につきより有利な仕入をなし得る措置を採ること。

(2) 我が主要輸出市場たるボンド地域に於ける対日輸入購買力を増大するため、米国船及び米国保険会社に支拂う以外の運賃保険料は極力これをボンド支拂とすること。

(3) 現下の情勢ではフローアー・プライス制はその目的とは全然逆に最高値公定の作用を實質上なしつゝあり、弊害のみ大にして利益殆んどなきを以て此の際廃止し、代りに独禁法並に事業者団体法の貿易除外を懇請する。なお独禁法並に事業者団体法の貿易除外を必要とする理由左の如し。

(a) 海外の輸入業者は共同して不当な取引条件を提示し来る自由と可能性とがあるのに対し、我が経済界には之れに対抗する方法なきこと。

(b) もとゞ我が産業は欧米諸国に比し著しく弱小である結果、資金窮迫のため自殺的安売競争に陥り、ために一方には国際市場を崩して所謂ソシアル・ダンピングの非難を受け、一方には企業の衰滅から自暴的粗製濫造に陥る弊害が多である。従つて我が輸出に於ては独占の弊害を防ぐことよりも、かゝる濫売の弊害を防遏する必要が常に強く、かゝる基盤の下に、輸出組合其の他の輸出産業団体の結成が盛行したのである。即ち貿易に関する限り独占の弊は殆ど全くなく、逆に濫売競争を放置することに基く内外への弊害が甚大である。

(c) のみならず此際海外援助を受ける我国としては、不当濫売の結果、ヨリ大なる海外援助の必要を齎らす

が如きことは極力之れを避けるべきである。

## (二) 国内の実効需要確保対策

### (A) 金融財政対策

(1) 現下の金融財政措置の基本方針。内外情勢の変化の結果、我が経済自立のためには、インフレの危機に備えるよりも、デフレの弊害に対処し有効需要を確保する必要がより緊要化するに至つたことと已述の通りである。このよりの基本事情に即応するため、従来の施策につき左の如き補正を加えること。

(イ) 輸出増進によつて消化し得ない滞貨及び過剰生産力を活用するため、次の如き方針の下に国内の有効需要を確保する財政金融措置を講ずること。

(a) 国内有効需要の確保については、現下の我が過少生産的特殊事情に鑑み、その直接の対象は、これを専ら我が経済の自立化を培ひ促進する基幹的生産力の復興補修乃至災害に脅かされている河川の修復等に置き、消費財に関しては、右を通して一般国民所得の増大を図ると云う間接対策に止める。

(b) 右につき、財政に於ては健全財政主義を破らない範囲に於て、極力建設的支出の増大を図り、このため、過去の債務償還に属するが如き歳出は此際出来る限り建設的歳出に振向け、又、金融面に於ては、インフレ的物価騰貴を来さない枠内に於て、極力建設的融資の増大を図る措置を講ずること。

(c) 右に関しては外貨を必要とする資材等の使用は極力之を避けるが併し絶対的に必要なものについては外資対策につき格段の措置を講ずること。

(ロ) 以上の国内有効需要確保に要する資金の調達は、現に国庫及び金融機関等に遊休しつゝある巨額の資金(その結果が産業現下の異常金詰りの重大原因だ)を活用する措置にその主点を置く。例えば援助見返資金、預金部資金、一般会計支出による復金債等償還資金、昨年度財政余裕金、復金回収資金等であつて、そ

の総額は二千数百億円を算する。加うるに、市銀の手許に少からぬ余裕が生じている。

元来これ等巨額の資金が、資金の窮迫最も甚大な現状に於て、徒らに遊休しているわけは、経済事情の著変のため、折角の資金がドツジ公使の予期せる通りに疏通しないことに主因するものである。従つてこの際その疏通を促進する措置を講ずることは、ドツジ政策に反するものでは毫もなくして、寧ろ、その趣旨に一致するものと見做すべきものと信ずる。

(ハ) 現下に於ける産業金詰の極度の窮迫状態に鑑み、融資の量もさることながら、右に劣らず重大な点はタイミングの問題である。依つて、融資に當つては、かゝる実情に即応せる緊急措置を講ずること。

以上の基本方針の下に、次の諸項の如き具体的対策を急速に実行せられたい。

(2) 国内有効需要の確保によつて、現下の恐るべき不況の脅威を防止するため、援助見返資金の産業其他への直接融資額を極力増大することが此際最も強く要望せられる。のみならず、現下に於けるタイミングの重大性に鑑み、見返資金蓄積額の年間に於ける確実なる見込額の範囲において、これを見返りとする「つなぎ」融資を即時実行すると共に右融資の全体の枠の決定を待つことなく、融資決定をなし得る産業に対しケース毎に片端から融資を急速に行ふこと。なお失業対策の意味において見返資金より極力巨額の直接融資を鉄道電化、河川災害復旧等公共事業並にその他の使途に割き雇傭力を増大せしめ旁々生産財に対する有効需要を喚起すること。

(3) 我が経済の回復状態、殊に基幹産業のそれは、未だ重患後の異常の衰弱を脱していない。従つて、我が経済自立上肝要なこれ等基幹産業が、専らバンキング・プリンシプルに依る融資によつて、所要の資金を吸収することは至難である。そこで、何等かの保証的措置によつて、資金を所要の地点と時点とに疏通せしめる必要が依然多大である。しかも、右の必要は、内外に於けるデフレ的脅威に基く信用の一大収縮によつて更

に倍加せられるに至つた。依つて此際、左の如く、ドッジ政策の基本ラインに反しない財源と方法とによつて、復興金融庫の保証貸出業務を再開せしめ、已述の如き巨額の遊資を所要の個所に円滑に疏通せしめる措置を講ずること。

(a) 復金貸出額は千百六十億円の巨額を算し、その元利回収高は、年率約二百億圓に達することが推算せられる。復金はこの資金を以て保証業務を営み、市銀をして国内遊資を我が経済自立上必要な地点と時点とに十全に活用せしめる。

なお保証義務の履行は主として来年度以降に於て生ずるものであるから、復金の右保証貸出は来年度の回収金額をも担保力として現在直ちにその活動を始めしめること。

(b) 農林関係五公団におけるが如く、預金部資金を一般公団に融資する措置を講じ、復金の公団貸付金百七十億圓と肩代りせしめ該資金を前記(a)の目的に活用する。

(c) 以上の外復金現在の貸出高中には、市銀に肩代り可能な短期債が相当巨額を算する筈であるから、これを市銀の選択に依り肩代りせしめ右資金を前記(a)の目的に活用する。

(4) 企業の株式に依る自己資金調達の下に於ける困難を打開し、企業活動の円滑を期せしめるため、現行の証券金融制限を左の如く改廃すること。

(a) 日本経済再建上必要な産業の株式については、一定の業種を規定して単に証券業者のみに限らず、一般国民に対し証券担保貸出を自由にする。

(b) 証券業者に対する融資順位を現行の丙より乙に引上げること。

(5) 産業金利を低下し、社債条件を改善すること。  
現下の高利率を以てしては対外競争採算上産業の建設及び経済活動の阻害せられること甚大であると共に

不況時における金利負担は産業の一大重荷である。依つて、此際一般産業と同じく金融業の合理化を徹底し、金利の低下合理化と社債条件の改善とを至急図ること。

(6) 内外事情の急変に基く滞貨につき、此際特別の融資措置を講ずること。

(B) 其の他の対策

(1) 基本経済事情の著変に即応して経済復興計画、及び重点主義の比重等につき此際根本的再吟味を加え、資材の効率的活用を促すこと。

(2) 割当制の原料資材にして消化困難のため滞貨となつてゐるものについては左の如き措置を講ずる。

(a) 全般的に過剰なものについては此際統制を全面的に撤廃する。

(b) 局部的過剰のものについてはその過剰部分を自由販売とする。

(3) 輸出品滞貨にして、当分輸出見込みなきものは此際国内に放出する。

(4) 失業者の増大による購買力の急落を防ぐため、才一には所要解雇量を極力小化する国民経済的事前対策に力を尽すと共に、已存の失業者に対し、急速に職を与える措置を講ずること。

(5) 法人及び個人の所得税超過利得税等の租税負担を軽減すること。

## 第一 ポンド切下と円レートに就て

## (一) ポンド切下のわが経済に及ぼす影響

ポンドの切下が予想よりも大幅の三〇・五%であつた上に、これに同調せる為替切下国が二十数カ国の多きに及ぶ大津浪であり、且つその地域が主としてわが主要輸出市場であること等を鑑みれば、それだけでわが経済に及ぼす影響の並々ならぬことは容易に想見せられる。而してこの新重圧に日本経済が果して耐え得るや否やを測るのは、實に斯種新重圧そのものゝ附加的影響のみを測るべきでなく、それに劣らぬ重要さを以て日本経済そのものゝ現下の抵抗力の實情を測らねばならぬ。その負荷方が優に十貫匁に耐え得る者と雖も、已に八貫匁の重荷を負える場合には、僅か三貫匁の附加重圧で倒れざるを得ないからである。此の意味に於いて此の際特に検討を要する点は日本経済の抵抗力の現状診断である。

ところでわが経済特に輸出産業は過去六カ月内外の間に幾つかの大きな重圧をこれ迄に於いて荷わされ、それだけで心身ともに已に困憊し切つていたのであつた。例えばその才一は三百六十円の単一レートの決定であり、才二は世界経済の景氣後退であり、才三は国内の竹馬経済脱却運動としての補給金の撤廃乃至削減、海運賃の引上げ等である。

これ等の事由による採算の不利化を克服するために、わが産業はこれ迄に於いて已に凡ゆる側面につき出来るだけの合理化に邁進して来たのである。例えば大規模の人員整理と能率の上進、原単位の改善、操業率の上昇等の如くである。この結果籍すに更に若干の時日を以てせば、わが産業も何とか自立ベースに立ち直り得る状態に近ずきつゝあつたのである。併し留意を要することは表面上では一応採算ベースに立直りつゝあつたと云

つても実質的には標準利潤以下乃至赤字状態のものが少くない事実である。固定資産の評価方式の欠陥のため、減価償却の計上が多くは所要の十何分の一以下に限られていたからである。従つていま若しシヤップ博士の固定資産再評価報告に準拠して計算せば、わが産業の多くは未だ自立ベースは回復し得ずして依然喰込経営を脱し得ないでいたのである。

ポンド切下に対するわが産業の抵抗力を見るに当り、更に注意すべきことは、わが経済は近く米価、電力料、鉄道運賃等コストの基礎要因の価格引上げに直面していることである。従つてポンド切下に処するためには、これらが近く引上げられ、コスト関係は現状よりも更に悪化する情勢にあることを考慮せねばならぬ。

このような状態において、更に今度のポンド切下の圧迫が附加的に新たに出現したのであつて、このために蒙つたわが産業の内部的打撃は表面上計量せられるところよりも遙かに深刻である。従つてこの新規附加的圧迫部分を専ら産業の合理化によつてカバーし得る余力は殆どなく、たとえあるとしても最早極めて僅少であつて、輸出は一大減退に陥る公算が深大である。のみならずポンドの切下は已に深刻な金詰りに喘いでいたわが産業に（別項才三参照）更に次のような圧迫を加え、この側面より企業財政を瀕死の窮地に追い込むに至つた。

- (1) ポンド切下の結果採算割れのため商談成立せずして徒らに滞貨増大となつてゐる。
- (2) のみならずポンド切下に対し円レートを堅持することは、薄弱極る現下の日本経済力を以てしては到底不可能だとする海外バイヤーの見解が、政府及びマ元帥の声明にも拘らず依然衰えず、ために海外の一般的買控えとなつて輸出商談は中絶し巨大の滞貨が刻々と堆積しつゝある。
- (3) この滞貨の堆積及びこれに伴つて企業の深刻な金詰りは、バイヤーの買叩き材料となつて、いよいよ輸出商談を没滞せしめ、わが産業を困難の境地に追い込みつゝある。
- (4) 滞貨対策として生産を減ずれば、操業率の低下に基くコスト高となつて輸出採算は更に悪化する。

## (二) ボンド切下と円為替レート

以上のような実情であるから、ボンド切下に対し現状のまゝで円レートを堅持し、そのシワを企業の合理化によつて吸収し得るとは到底考えられない、というのがわが経済同友会の一致した見解である。現状のまゝでは賃金以外の合理化によるコスト低下では、いかに努力するも（賃金関係は多くの場合已に極限にまで引締められている）最大限一〇%以上を期待することは大多数の場合至難であり、且つその実現には早くても数カ月を要する実情であるからである。従つてこれを輸出貿易から見限り、現状のまゝでは円レートの堅持は到底至難であるから至急円価を切下ぐべきだとする見解が強い。しかしながら輸入面その他に於ける影響を総合的に勘案すれば、他に効果的対策のある限り円レートが堅持せられることが望ましいことは云うまでもない。而して現状のまゝでは円レートの堅持は至難だとしても、現在制約せられている一定条件が満たされれば、円レート堅持の見透しは成立し得るのである。このようなわけで結局、ボンド切下と円レートに対するわが経済同友会の一致した意見は次の通りになつたのである。

- (1) ボンド切下に際し、此際円レートを堅持するには後記の諸条件が急速に満されることがその必須条件である。万一これ等の必須条件の整備がタイムミングに実現せられないような場合には、その空白期においてわが輸出産業は致命的衰弱に陥る危険が甚大であるから、窮迫打關に即効的な円貨切上を即時断行せられたい。
- (2) クリッパス英藏相の強い否定的声明にも拘らず、結局ボンド切下が余儀なくなつた、という生々しい先例は英国よりも著しく弱体な日本経済の為替レートの見透しに強く作用している。従つてバイヤーをして円レート不変を信ぜしめ、その買控を一掃せしめるためには、此際円レート堅持を可能ならしめるに必要な効果的補強工作が併せて講ぜられることの声明が必要と考えられるが、後記の諸条件はかかる役割をも併せて果すものと考へる。

(3) 四レートの堅持の必須的対外条件として

(イ) 邦商の海外旅行及び駐在の自由化

(ロ) 邦船の外航自由化

(ハ) 輸出CIF、輸入FOB取引の自由化

(ニ) 最惠国待遇の復活

(ホ) 輸入の民間自由化

等対外貿易条件の改善を急速に図りたいこと。なお

(ヘ) 援助資金についても該資金を自由に諸外国の輸入代金に転用し得る余地を出来るだけ拡大せられ、米国外との貿易促進に資せしめられたい。

国内的な産業の合理化に一層の努力を拂うべきは無論であるが、これに尠え得る余地は已述の通り自ら限度があり、且つその余地は最早著しく縮小しているからである。

(4) 四レート堅持の必須的国内条件として

(イ) 生計費を低下して賃金の一層の合理化を遂行し得る基盤を整えるために、食料、油脂、ゴム、原皮等の輸入を増大し、それ等のヤミ価格を消滅せしめること。

(ロ) 価格補給金の撤廃乃至消滅は根本方針としては至極当然であるが、併しその時期については原材料の確保がヨリ常態化し且つ操業率がヨリ上昇してコストの低下すると見合わしてこれを進める建前とすること。

(5) ボンド切下の影響打開の過渡的応急措置として

(イ) 輸出滞貨金融を低利且つ容易にする特殊措置を講ずると共に

(ロ) 輸出滞貨を極力国内に流し、以て一方には滞貨の圧迫による貿易取引の不円滑を除き一方では生計費の低下を図り企業合理化の促進に資せられたい。

## 第二 ドツジ政策について

ドツジ・ラインはインフレの大浪を喰止めるといふ点においては満点に近い優秀な成績を挙げていて敬服に耐えないところである。併し、日本経済の自立化というより高いドイツ氏の根本目的から云えば少くとも現状に即して之を見る限り、ドツジ氏の意図に反せる結果になつてゐるのではないかと見做される重大部面が少くない。以下吾々の見解を卒直に披瀝して何等かの御参考に資し得れば幸いである。

### (一) 基本的前提事情の著変

ドツジ・ラインにおいては国内消費の大規模抑圧はそれだけ輸出の増進に振向けられて、産業活動は全体的には少くとも減退しない建前のものであつた。

ところが爾後において世界経済事情に著変を来たし輸出の増進が容易に期待し得ないことになつた。このため国内消費の抑圧は大体その全量が産業を圧迫する結果となつたのである。

### (二) 日本経済の実態把握が十全でなかつたのではないかと考えられる点

(1) デイズ・インフレ政策の出血に対しては当然何等かの過渡的応急措置が講ぜられるものと期待していたが、かゝる施策は殆んど無かつた。これは日本経済の抵抗力につき過大評価がなされたのではないかと考えられる。

(2) 日本経済の現状は瀕死の重患は脱したが未だ特殊の栄養や若干の看護を依然要する保養期の段階にある。従つてドイツ政策においても当然にかゝる斟酌が加えられるものとわれわれは期待していた。然るに実際の政策は就中金融面において健康体を前提としたオーソドックスの政策が採られた。

現下における我が経済の困難の少からぬものは以上二点に淵源すること以下に述べる通りである。

(三) ドッジ政策における欠点

(1) ドイジ氏のデイスインフレ政策においては通貨の収縮面と放出面との出入は一応相等しい建前であつたが、併し氏のインフレの即時終息政策及び単一為替レートの設定は信用の一大収縮作用（銀行貸出警戒等の金融緊縮）を伴うものであつたがこれらの点の影響が十分に考慮せられていなかったと考えられること。

(2) 敗戦による日本経済の極度の衰弱のためその復興自立には政府の周到な計画的統制と支援の措置とを必要としており、現に一般経済面ではかゝる計画的措置を實行しながらドッヂ・ラインは金融そのものの操作に於いては跋行的にも独り純粹の商業主義的調整にこれを一任せんとする原則を堅持せんとしたために進行中の経済復興作業は一大混乱に陥るに至つた。

(3) ドッジ政策は又復金融資の突如的廃止、及び赤字の財政支出による建設事業の一掃的中止等金融情勢に一大変革を齎らす大施回政策を断行しながらこれに処すべき経済措置を欠いていた。少くとも具體的にはかゝる施策が無かつた。このためスイツチの切替に際し少からぬ混乱を生じた。

(四) ドッジ政策の運営面の欠点

以上に加ふるにドッジ政策の運営そのものが巧みを欠き、ためにドッジ氏の意図に反せる結果を齎らすに至つた点が少くない。例えば左の如くである。

(1) 援助見込資金の貸出方針が永く確立せず該資金の効果を最も大きく發揮し得る機会を失することゝなつた。  
(2) 更に右方針の一応の確立以後において手続的遅延がある。援助見込資金の運用についてはそのタイミングが重大であるところその重大性を認識し得ない政府当局の拙劣な手続的処理のため産業への直接貸付が著しく遅れているのである。

(3) 世界經濟の著変・ボンド切下げ等による輸出事情の急悪化に対し当然必要な應急措置が極めて不十分である。

### (五) 現 状

以上のような諸理由、諸事情のためドッジ氏のデイス・インフレ政策はデイス・インフレに止らずして氏の意図そのものに反し多大のデフレ現象を呈する結果となつた。このため我が經濟活動は疎痺没滞し、經濟体力を逆に著しく衰弱せしめ、經濟自立への前進の代りにむしろ少からぬ後退を示しつゝあるのではないかと見ざるを得ない左の如き状態を呈している。

(1) 異常の過少生産下において滞貨が著しく増大し鐵道及海運の輸送量は減少して取引の窒息化を物語つてい

る。

(2) 滞貨増大の影にかくれていた生産減退のテンポが今や漸く顯著に表われる段階に達している。

(3) 右と表裏して企業金の詰りは販売収入の著減、売掛未収金の氷結的激増等の為愈々深刻を極め、その結果賃金支拂遅延の一般化、資材割当クーパーンの引き取り不能の増大、不渡手形の著増、金融難からの投売による物価の不規則な暴落、株式市場の半恐慌化等々となつてその窮迫の深刻さを露呈するに至つてい

る。このうち金融の窮迫事情については別項において詳述せる所である。

(4) 他方失業者の増大、学校卒業生等の深刻な就職難、並びにこれ等を基盤とする險悪な社会不安乃至病状の諸現象も亦已に顯著化しつゝある。

### 第三 金融について

産業の金詰りは、今や非常に深刻であつて何等かの緊急措置を急務とする実情にある。いまその概括を金融面と産業面とに分けて見るに左の如くである。

(一) 金融面から見た資金状態

ドッジ公使の構想そのものは、財政金融政策に於いてはインフレ的附加資金の供給を嚴重に制限するが、併し金融的なデフレは決して起さぬ建前のものであつた。然るに、實際に於ては、前掲才二に述べた諸事情のため、金融的に少からぬデフレ現象を起すに至つてゐる。いまその主要原因を更に金融面に即して見れば左の如くである。

(1) 援助見返資金の運用によつて、他のデフレ的政策の影響を相殺せんとする意図は次の二つの理由のため極めて不十分にしか達せられていない。

(イ) 直接産業貸付に振向けられた量が不十分であつたこと。

案ずるに我が経済の自立化を図る現下のキー・ポイントであり、且つ同時に我が経済活動の現下に於ける原動力をなすものは基幹事業の設備資金の供給であつた。しかしして斯種設備資金の供給は終戦以降の変態事情のため現状に於ては急速に普通の金融ルートによつては、これを確保することが難しく特殊の金融措置を必要としたのであつた。而して復興金融金庫の貸出廃止に代つて経済的にかゝる役割を果すものは援助見返資金の産業直接貸出以外にないのであるが、それが少額に過ぎた結果、こゝに一方には設備資金の不足化に基く企業の急激な金詰り、一方に於ては生産材需要の絶滅となつて企業の金詰りを激成した次才である。

(ロ) 加うるに援助見返資金の産業直接貸出等に対する手続方法が必ずしも機宜に適せず、そのため貸出の實現が少からず遅延してゐること。

例えば、援助見返資金勘定は現在迄に約六百六十億円を入手しているが、この中既運用額は僅々壹百八十億円にして差引四百八十余億円が市場から吸上げられている。

(2) 復興金融金庫の元利回収金及び預金部資金の少からぬ部分を合して兩者合計大約四百億円の資金が、金融市

場から吸上げられて産業界に還元せられていないため、それだけ金融市場を窮屈にしている。なお預金部資金は郵便貯金を通じて産業資金が吸上げられたものであるにも拘らず、現在これを産業資金として還元することをして禁じている。依つてこれを産業資金に還元しうる措置を要望する。

(3) 以上兩者の結果、金融市場は約九百億円の一大デフレ的圧迫を蒙るに至つた。この大きな穴を埋めるためには、日銀の貸出抑制方針にも拘らず、結局民間貸出の増大とならざるを得なかつたが、しかもそれは十分では無論なく、市中金融は依然少からぬ窮迫に苦しんでいる。このように日銀にシワ寄せしたシヨリを除くことが現下の金融疏通の根幹方針であると考えられる。

(4) しかも、金融の窮迫は、今後年末にかけて更に破局的に激成する情勢にある。顧るに、過去一カ年にして物価指数は一割二、三分の騰貴であり、生産指数は四割六分余の増大である。然るに通貨量は、此の間二割四分七厘（九月）を増加しているに過ぎない。この一事を見ても、現在の通貨供給量が少からず窮屈であることは、容易に想見せられる。加うるに滞貨は著増して約八百数十億円を算すると云われていて、通貨の回転率は著しく固定化しているのである。このようなわけで現状に於ても、通貨の供給量が如何に過少であるか、分る。しかも現在の通貨量は已述の通り、前年同月に比し已に約二割五分の増大である。然るに年末の通貨最高発行高は、昨年末と同額の三千五百五十億円に抑えられる方針のようである。一体我國の通貨発行高は年末には季節的に約四割方の増発を一時に示し、その増発部分は一、二月に於て回収せられるのが恒例である。然るに現状に於いて已に前月同期の二割五分増を認め、しかもそれでさえ少からず資金の過少に悩んでいること已述の通りである。然るに、いま若し伝えられる如く年末通貨の発行高のみが前年同月と同様に抑圧せられるとせば、経済界は急激極まる多大のデフレ的圧迫を蒙るわけであつて、その及す衝撃は洵に測るべからざるものがある。依つて金融界現下焦眉の最重要問題は年末金融の合理的調整である。

(5) 我が金融現下のいま一つの問題点は貴重の資金を経済自立上最も必要な場所に適時に如何にして流すかに關してである。元來わが産業特に基幹産業は、戰中戦後の經濟安定政策の犠牲に供せられて、多大の損失を蒙り、その重患後の異常衰弱期を未だ脱していない状態にある。かゝる場合、これを自立せしめるには、なお若干の期間特殊の金融措置を講ずるの要あることは、各国の現に等しく採用している措置である。然るに我國に於ては、かゝる特殊金融が真に最も有効に作用しうる時期に直面し且つその必要が最も甚大である秋に於いて、從來かゝる機能を営んで來た復金融資が他の理由のためにアブラウトに廃止せられ、これに代る何等の措置が講ぜられずして今日に及んでいる。このため資金の融通は著しく梗塞し、しかも、その梗塞は基幹的産業ほど甚大であるという結果になつていて、その是正を急務としている状態にある。

(二) 産業面に現われた金融の窮迫

(1) 金融異常梗塞のため、資金の手当が出来ずして日本經濟の自立上緊要な設備の補修更新又は、新設拡張であるにも拘らず經濟再建に必要な企画を中止又は延期せざるを得ざるに至つたものが現在少くない。

有効需要の減退、過少生産下の滞貨の増大、過少操業率の一層低下、未拂代金の著増となつて、企業の間詰りは深刻を極めてゐる。

(2) 加ふるに世界景氣の後退、ポンド切下等を基因とする輸出の一大不振があつて、産業の打撃は甚大であること、別項才一に詳述の通りであつて、此側面からも右(1)の諸情勢の悪化を更に激成している。

(3) このようになつて、いま産業界が渴望している金融措置は、(a) 日本經濟の自立に必要な設備の補修更新、新設拡張等を通じて有効需要を喚起せしめるに所要の資金を供与すること、(b) 滞貨に対する融資を低利且つ容易に行つこと、(c) 而して以上のためには、政府の財政負担に於いて、若しくは援助見返資金乃至は復興金庫の元利回収金等を活用して若干の貸出リスクを保証する措置を講ずることがこの際是非必要で

ある。

(4) 以上の金融対策については、タイミングの問題が、資金量よりもこの際寧ろ重大である。それ程産業界の金詰りは、現在已に切迫した症状にある。況や前記せる如く、年末金融に於いてこの上更に資金の圧迫が突如重加せられるが如きことにもなれば、産業界の破局的資金窮迫となつて取引銀行をも不安に捲き込み、遂に金融恐慌にまで発展する危険も決して少しとしない状態にある。その尖端は総合的に已に最近の株式市場に顕われていると見るべきであると思ふ。

#### 第四 金利について

(一) 金利の過高と産業の負担  
自由金利の場合には、インフレ高進期には著騰するが、インフレ終熄と共に正常に復して著落するのが通則である。併し我国の場合には、金利は統制せられていたのであるから、この通則をそのまま當嵌めるわけには行かない。加うるに、戦争及び敗戦に基く我が国蓄積資本の衰滅は甚大であり、且つ戦後の資本蓄積力は激減しているにも拘らず、資金の需要は尨大且つ緊迫性のものが多い。従つて資金の需要関係から云えば、我が金利は戦前に比し可なり高い水準を示すのが自然だと見做すべきである。併しこれを産業の負担力から云えば、現下の金利水準は少からず過高であり、特に外国との競争産業の場合に於てそうである。顧るに、戦前のわが金利水準は大体五%内外であつた。それが現在は約二倍の一〇%内外である。かゝる高金利をカバーする途は他の事情にして不安ならば、労働条件の低下に由る外ない。然るに、わが国は労働基準法によつて、逆に、労働条件は少からず引上げられた上に、その他諸条件も、戦前より總じて不利になつて見做さざるを得ない。それだけに金利水準の上昇の産業に及ぼす苦情は甚大である。このようなわけで、これを産業の立場から見れば、金利水準はこの際極力これを低下せしめる措置が望ましい。

(二) 金利の低下措置について

産業の以上のような要望にも拘らず、資金の需要関係に即して見れば、金利水準の低下は、この際、少からず限られざるを得ない。

いま、我が国の金利につき、その低下を困難とする事情と、低下の余地を藏する事情とを見るに左の如くである。

(A) 金利の低下を困難にする事情

(1) 根本に於いて、わが経済そのものが未だ少からず不安定であり、且つ企業の資金的基礎そのものも著しく脆弱化しているため現在の貸出及び社債には、リスク性が多く、それだけ金利中に保険料が高く加味せられざるを得ない。

(2) 戦後我が経済力の一大低下に伴い、預金高及び資金の取引量共に著減したが、人件費その他の経費は、これにつれて必ずしも低下し得られない部面が少くないこと。

(3) 加うるに戦後各種の事情で銀行業務が繁雑化し、経費率の上昇を来していること。

(4) 銀行資本金の増大に鑑み、これに最低の標準配当率、例えば八%（それ以下では株式による増資は不可能）を支拂うためには現在の利鞘でもなお必ずしも十分ではないこと。

(5) 銀行現在の資金コスト中には支拂預金利子は平均二%近くの僅少であるが、これは定期預金の比重が突的に極少であることに基くものであつて、その正常化と共に少くとも約一%の増大を見込まねばならないこと。加うるに、資金の需給関係から云えば、預金吸収上預金利子は今後なお若干の上昇すべきことを予想せねばならぬ。

(B) 金利低下の余地ある事情

(1) 銀行の支店中にはその経理の自立し得ざるものが僅少でなく、しかもこれを自由に整理することは許されていない。依つてこの際独立採算不可能の支店を全国的に整理せしめることによつて、経費率は少からず低下する。

(2) 銀行業務を繁雑にしている諸制度を簡單化することによつて、経費率を低下せしめる余地がある。

(3) 能率の増進、人員整理その他経営合理化の余地が未だ残されている。例えば預金争奪のための過大な広告費の自粛の如きその一端である。

以上これを要するに、金利水準の低下は、凡ゆる措置を講じて極力これを低下せしめることが望ましいが、併し、その余地は少くとも目先的には少からず限定せられてゐることを認めざるを得ない。とは雖も無論その余地ある限りその低下を促せしむべきであるが、併し現下のわが産業の要望に應える程の金利低下をこの際急速に実現するためには、特殊の金利措置を必要とする、その一斑例えは左の如し。

(イ) 援助見返資金等の運用に當つては、前途の目標金利を以つて貸付を行う等金利水準の低下を大きくリードする措置を講ずること。

(ロ) 現在短資金利も殆ど同率の変態にあるが、そのわけは、短資のリスクが特に多く、且つ名目は短資なるも実質上は書替連続による長資である等の事情による。依つてこの際リスクの極めて少い純粹の短資に対する金利水準を確立する措置を講じ、短資金利を純粹の姿に於いて現わさしめ、これを通じて優良短資金利を至当の点にまで急速に低下せしめること。

(ハ) 对外競争上特に低金利を必要とする資金需要に対しては、姑く特殊の統制的金利制度を設けること。

## 第五 シヤウブ勧告について

シヤウブ勧告の基本構想そのものについては多大の敬意を表するものであるが、併しその大綱案には日本経済

の美情の認識が十分でないことに基因すると考えられる大きな欠陥を少からず藏して、その是正を要望せざるを得ないことを遺憾とするものである。

#### 再検討を要望する諸要点

- (1) 少くとも現下の非常なる窮迫経済が平常経済に復元する迄の間は、シャウプ勧告が否定した間接税を活かして、それだけ所得税及びその補完税に対する税率を軽減する措置を講ずること。
  - (2) 固定資産評価差額税については企業の現下における異常の資金窮迫状態に鑑みその税率及び納期につき産業負担を緩和する措置を講ずること。
  - (3) 附加価値税、固定資産税の兩種の地方税は、この際その実施を少くとも一カ年延期してその間に根本的にこれを再吟味すること。
  - (4) 脱税防止を主眼目とせる税制上の諸勧告中無記名証券廃止や株式の白紙委任状の制限等は経済活動を阻止する弊害の方がより多大なるに鑑みこれを採用せざること。
- 以上の要望をなす理由は以下述べる通りである。なお右(2)以下については別紙「シャウプ税制勧告実施についての要望」を参照されたい。
- #### シャウプ勧告に再検討を要望する理由
- シャウプ勧告につき再検討を要望する基本点は：基本構想そのものに対するものではなくして日本経済の実施把握に関する面において、あつてその主要点は左の如くである。
- (1) 日本現下の生活程度とアメリカのそれとの差異が余りに大きいためか、動もすれば不知不識の間に日本の実情とかけ離れ、少からずアメリカ的感覚で起案する結果と考えられる点があるように思われる。例えば織物を生活必需品と見做して絹や毛織まで一律に消費税を全廃したことや砂糖消費税の同様な理由による全廃等の如

くである。

(2) 他方所得税については日本の生活水準が余りに過低に測定せられている。例えば三十万円超、即ち月収二万五千円以上の所得に最高の税率五五%を課しているが、現在月収二万五千円の所得では中流階級でさえその大多数は簡生活を余儀なくせられている。邦人と同一率を課税せられる在留外人筋が此の点につき多大の不満のあるのは当然である。少くとも日本の現状からすれば所得税の最高税率の賦課は百万円超となすべきである。また富裕税の賦課を資産五百万円以上とせることも亦右と同様錯覚である。五百万円は僅かに一万四千弗の資産に過ぎぬ。それが富裕階級税を掛けられるということとはわれわれの納得し難いところであつてかつ徴税対象となるものが余りに多くして取調べ上困難であらう。よろしく少くとも一千万円となすべきであらう。

(3) 我が地方庁の租税行政力及び立法力は中央に比し著しく薄弱であり特に市町村のそれは甚しい。従つてこれに独立の地方税を与えるにはかゝる点が十分考慮せられたものであらねばならぬ。然らざれば小児に利剣を与える危険が多いからである。然るにシャウプ勧告の附加価値税、固定資産税においてはかゝる考慮が少からず欠けている。

(4) 長期に亘る建前の税制と当面の非常窮迫状態に処する応急的税制との調整に対する考慮が欠けている。長期税制は経済の常態性を当然に前提とする。然るに我が経済の現状は戦中戦後の衰弱で憂慮的に異常の衰弱状態にあつて特殊の応急措置を必要とする。このようなわけで、長期税制の実施に当つては、少くとも(一)、二カ年間かゝる応急的税制措置を認める経過的幅が要望せられるところ、勧告はこの種の考慮を認めていない。而してこの観点から特に問題となる主要点は、思うに、間接税と直接税との関連についてである。蓋し生計費の七割近くがベアー・エグジステンスに必要な飲食費によつて占められる状態に於ては、なお且つこれを賄ふに足る所得に不充足である現状に於ては、間接税の重課にしても中以下の所得税を極力軽減することが寧ろ

合理的でさえあるというシャープ勧告とは逆の結論が出るからである。

- (5) シャープ勧告は、脱税防止に力を注いでいる。なる程現下における脱税の横行はこれを黙視すべきでは決してない。併し今日のように脱税が横行している大きな原因は、課税が余りにも過酷であることを十分考慮せねばならぬ。従つて現下の脱税状態を基準にして脱税防止の長期的制度を確立することは、行き過ぎに陥る危険多く、ために脱税防止の利益よりもその弊害の方が多六であるという結果を来す場合が少からず生じて来る。而しその最も顕著なる例は脱税防止目的に急なる余り、無記名証券の禁止、及び株式の名簿書替期間の嚴重な制限を実施せんとしていることである。かくの如きは、有価証券の生命である円滑な流通性に致命的打撃を与えるものであつて、その産業活動を阻害する弊害は洵に甚大である。

### 信用政策轉換の是正を要望

(二五・六・一一)

#### 第一 要 望

日銀今次の信用政策の轉換は、わが經濟の復興自立を阻害するところ少からざるのみならず、その結果としての資金窮迫の尻は就中、中小企業にシワが寄り、さなぎだに深刻な窮状にあえいでいる斯業に致命的打撃を与えるおそれが大である。しかも我々の信ずるところによれば、今次の信用政策の轉換は、これをわが金融のあるべき根本態度からいつても、又これを金融技術的側面からいつても、承服し難い不合理の点が少くなくない。よつ

て右に対する我々の見解を別項に開陳しこれに基いて次の如き是正を要望する。

(一) 一定額の発券高、一定額の日銀の民間貸出残高、日銀よりの一定額の市銀借入残高等を基準として、日銀の貸出を動もすれば機械的に窮屈に制限せんとする傾向を排し、巾の広い伸縮的な基準の下に、主として資金使途の性質並に健全性により貸出を吟味し、通貨を調整するといふ弾力性ある練達の方法を堅持せられたい。

(二) 日銀及市銀の金融指標乃至業務内容が種々好ましからぬ変態状態を呈するに至つた基因は、援助見返資金及預金部資金等の所謂財政資金の運用が適切でなく、巨額の財政資金の市場還流が円滑に行われないため、資金の循環に結節を生じ、金融上カンフル注射的措施を必須とするに至つたことにある。然るに、その基因を先づ除くことなくして、独り日銀の金融業務のみにつきその正常復帰を期するが如きは本末顛倒の措置と云わざるを得ず、その経済界に与える摩擦は甚大である。依つて、日銀金融業務の正常状態への復帰については、所謂財政資金の運用上金融界に変態状態を起さざる措置を講ぜしめ、右措置に照応せる有機的措施を講ぜられたい。

(三) 日銀の信用収縮的政策転換に當つては、そのため市銀及び事業界の金繰に急変を与えて混乱を起さしめないうように、極力漸次的施策を採り、且つ、準備に必要な相当な予告期間を与える措置を講ずると共に、今次の信用収縮政策についてもその急変化の弊害を極力緩和する措置を採られるより要望する。

(四) 融資斡旋及工業手形優遇等の特別措置を必要とした特殊経済事情そのものは依然いまでも存在している。依つて融資斡旋はその必要ある限り極力これを継続すると共に工業手形中、その本質上商業手形に準じ得るものについてはこれを商業手形に準じて取扱う措置を講ぜられたい。

## 第二 理 由

(一) 今次信用収縮政策の産業に及ぼす悪影響

今次の信用政策の転換が産業に及ぼす悪影響中、この際我々の特に問題としたい点は次の諸項である。

(1) 急カーブを切つた信用収縮政策

信用の収縮政策についてはその推移を極力円滑にし、不測の混乱を起させないため、相当の準備期間を与えて、徐々にこれを実施すべきが金融政策の要諦である。もしこれを急激に実施すれば、産業界は予期しない金詰りのため金繰りに混乱を起し、その波動は相互に激成せられて、ゆゑしき悪影響をもたらすことになる。特に最近の我が経済界の如く深刻の金詰りでその資金的抵抗力の著しく衰弱している現状では、かゝる急シヨツクは、回復見込十分であつた産業までも致命的出血に陥らしめる危険が少くない。

日銀今次の信用収縮政策は、正しくこの種のものである。しかも市銀の対日銀再割引による手形貸出の増大は、昨年秋頃事業界の金詰り緩和のため、日銀が市銀にむしる懲慥したもので、これが漸く軌道に乗つた頃になつて、突如抜打的に政策の急転換を強行したものである。当然の結果として市銀は反射的に警戒的となり、急激に貸出収縮方針をとり、ために産業の金詰りは今や断崖を削して深刻化しつゝある。

(2) 工業手形の優遇廃止とその影響

工業手形の優遇廃止は、以上(1)の信用政策の基本的手段となつて、この際問題を特に深刻ならしめているが、これを単に工業手形のスランプ手形抜化そのものに限つてみても、その結果は市銀の貸出抑制を誘致すること左の如くである。

(イ) スランプ手形抜となれば、日銀の「枠内貸出」となつて、高率適用の制限を受けることとなり、それだけ市銀の貸出力を縮少せしめる。

(ロ) 商業手形並の場合には一〇〇%の担保力であるが、スランプ手形は九五%の担保力しかない。

(ハ) スランプ手形抜となれば、金利一厘の引上げとなるが、市銀の貸出金利は(6)で不変であるため、市銀の

利鞘減少となりそれだけ貸出が制限的となる。

(3) 事業の未拂金の急膨脹

以上(1)及び(2)の結果、市銀の貸出抑制は、日銀の収縮目標に更に輪をかけて急収縮化する情勢にあり、加うに事業界は現存割引手形の期限到来後の新借入期待に多大の不安警戒を生じ、自然新規手形を発してもその償還目途が立ち難く、ために手形による新規支拂そのものを手控え、手許現金で支弁し得る範圍にその支拂を制限する傾向が誘致され、その結果は未拂高の著増となつて、関係業者の金繰りに多大の故障を起しつゝある。

(4) 中小工業へのシワ寄せ

右の未拂高増大の最大犠牲者は下請工業である。もしも現状の如き融資方針を永く続けられれば、さなきだに深刻な金詰りに喘ぎつゝある中小工業に致命的打撃を与える危険が多大である。

(5) 事業の復興育成の頓挫

元来市銀の産業融資は資金の切売りの性格のものであるべきでなく、事業育成の面倒をみる一連の継続性ある計画的融資たるべきである。そうしてのみ事業は融資を当てにして健全な経営をなし得るのである。然るに今次の如き抜打的信用収縮政策は、事業計画の進行途中において資金切れを起さしめ、折角の已投下資本を半身不随状態に陥れ、その結果、国民経済的には貴重な資本の遊休化乃至浪費となり、企業個々においては資本の死蔵となつて金詰りを一層激化し、市銀そのものにおいては貸出の予期せぬ凍結化となる等、その経済界全体に及ぼす弊害は決して少くない。

(二) 今次信用政策の是正を要望する理論並に理由

今次の信用政策転換は、われわれの見解によれば、これをわが金融のあるべき根本態度から云つても、金融技

術の側面から云つても日本経済の実情から見て妥当を欠くこと次の如くである。

(1) わが金融のあるべき根本態度と日銀今次の信用政策転換

根本に於て日銀の金融態度を規定する最大の規矩は、日本経済の基盤事情そのものにあるべきである。然るにその基盤事情は、戦争による蓄積資本の一大破壊と喪失との結果、たゞに資本の一大貧窮を来せるのみならず、残存資本そのもの均衡は破れて凹凸甚しく、各所に重大隘路を生じて、ために全体の経済活動著しく円滑を欠き、資本の効率は極めて低劣である。就中その不均衡の最大なのは、固定設備と流動資産との關係である。他方国民の新規蓄積は根本に於ては生産力そのもの、破壊喪失のため、副次的には事業税と国民所得分配の变革のため、現在極めて僅少である。

このような基盤事情の下においては、国民経済の全蓄積を集中動員し、以つて右の隘路を打開し、全資本の生産能率を最大限度に向上せしめることが、その国の金融政策の根本態度でなければならぬ。かゝる根本態度は、国民の資本蓄積未だ僅少なる時代に於て経済発展を極力促進せしめる必要のある段階に於ける中央銀行乃至殖民地発券銀行の現に実施し来つたところのものに似ている。即ちかゝる段階に於ては、資本蓄積の已に充実せる段階に於ける中央銀行の理想的金融原則と異り、中央銀行の発券機能は、中央銀行の健全性とインフレを脅かさぬ範囲に於て、これを凡ゆる使途特に国民経済発展上必要な使途に活用せしめ以つて蓄積資本の欠乏を補う役割を荷わねばならない。現に明治三、四十年代の日銀は、かゝる政策を平常的に実施し、市銀貸出は日銀よりの借入に依存する所謂「鞘取」銀行たる色彩濃く、自然市銀の対預金貸出率は一〇〇%以上を示すのがその常態であつた。

然るに現在当局の探らんとする「金融正常化」政策の基調は、資本蓄積の已に十分充実せる段階の理想的中央銀行原則をもつて現状を律せんとするものゝ如く、そこに時代的ズレの少からざることを看取せざるを得な

い。この意味において、われ／＼は先づわが金融のあるべき根本的態度につき、当局の認識の再吟味を要求しその具体的政策の是正を要望するものである。

(2) 通貨の適量調節とその基準

その国の経済が長期間正常的安定状態を経過せる場合に於ては、過去の発券高を基準にして今後における通貨の適量を調整することが、一応大過なく出来ないことはない。併し最近のわが経済は、基調的には戦後の経済麻痺の状態からその回復を急ぎつゝある過渡期にあり、且つ機構的にも統制経済から自由経済へ、公団取引から各個取引へと急旋回をなしつゝある等その通貨所要量に重大変革を来しつゝある。かゝる段階に於ては、通貨の適量を過去の基準によつて測定することは重大過誤に陥る危険が多である。

然るに日銀今次の信用政策転換に於ては、従来の発券高大約三千百億円を基準として市銀の日銀借入額を制限せんとするものゝ如く解釈せられるのであつて、われ／＼の容易に承服し難いところである。われわれの見解によれば、わが現状の如き過渡的経済基準の下に於ては、通貨調整の基準は相当大巾のものたるべく、且つそれも厳格な基準であるべきでなく、一応の基準に止るべきである。而してかゝる一応の基準の下に供与信用の使途とその金融的影響とを仔細に吟味しつゝ、インフレを孕まない限度に於て、日銀はその信用力を最大限度に活用して資金の円滑を図るべきであると信ずる。

(3) 日銀金融業務の正常化とその前提条件

日銀の金融業務、ひいては日銀の貸出及び市銀の対預金貸出率等に現われている各種の変態的現象は国民経済そのものゝ変態事情、就中金融の全体事情そのものゝ変態の結果、余儀なく生ずるものであつて、前者は要するに後者の影響に外ならない。事実現下のわが経済事情は基礎的には戦後の解体状態から立ち直りつゝある過渡期にあつて、幾多の変態事情に圍繞せられている。他方金融事情そのものにおいても一方には援助見返資

金や超均衡予算による強制貯蓄と預金部資金等のいわゆる財政的資金が国民新貯蓄の大半を占め、その運用の如何が金融事情に重大影響を与える実情にあるが、その運用は未だ軌道に乗るに至らずして、財政資金の市場還流は不円滑を続け、ために金融は変態的な波乱を繰返して金融形態そのものを變態的ならしめており、一方には資本市場は殆んど仮死状態にあつて企業の資本構成の正常化を著しく阻害しこれまた事業金融の變態化を余儀なくさせている。従つて、日銀金融業務のあり方については、まず以てその根源である以上の如き金融全体の變態事情、就中財政資金の運用そのものゝ變態状態の是正を期し、右に照応してその金融業務の平常復帰を図るべきである。然るに日銀今次の金融業務正常化政策をみるに、かゝる綜合的考慮に欠けるところ多く、全体との関係と遊離してその正常化復帰を急げる嫌いが多分にある。かゝる跛行的政策の結果、財界は少からぬ金融逼迫に襲われつゝある。これ日銀今次の金融業務の正常化政策に対しても、その妥当性につき我々の容易に承服し得ざる所以である。

#### (4) 準商業手形の工業手形の特殊優遇措置の要請

日銀がさきに工業手形を商業手形並に優遇する必要を認めるに至つた特殊の經濟基盤そのものは爾後若干の改善はあつたとしても、根本においては大きな変化は未だない。かゝる状態において、工業手形の優遇が一朝にして全面的に中止せられることは、工業手形の優遇措置によつて折角育成せられて来た工業金融の疎通に多大の障害を起さしめつゝあるのみならず、さきに工業手形の優遇措置を必要と認めた經濟障害の少からぬものを再現せしめる結果となつて、その産業に及ぼす悪影響は少くない。もとより、工業手形の優遇に乗じて、好ましからぬ手形の濫用せられる弊害は敵にこれを戒めねばならないが、然しかゝる場合は全体からいへばむしろ僅少である。のみならず、現在の工業手形中には、その本質上商業手形と殆んど同質のものが少くない。よつてその本質上商業手形的性格のものについては、この際その実質を吟味して、これを準商業手形として取扱

り特別の措置を講ぜられるより要望する。

### 重要物資の緊急輸入対策を急げ

(二五・九・三)

朝鮮事件勃発前後より国際貿易市場はバイヤーズ・マーケットからセラーズ・マーケットに転換をとげつゝあり、この結果、海外からの重要物資輸入は必ずしも樂觀を許さぬ兆候が漸次現れてきた。かゝる状況の下において、日本経済の自立上必要かつ緊急な重要物資の輸入を促進するためには、貿易政策の一大転換を必要とする。既に時代の要請に副わなくなつてゐる現行貿易政策をこのまゝ持続せんか、輸入は日をおつて困難の度を加え、ひいてはこれが日本経済の自立を著しく妨げるのみならず、国民生活の安定にも重大なる影響を及ぼすことは火をみるより明かである。しかして前述の輸入障碍の最たるものは、貿易が民間貿易に切替えられたとはいへ、實際は、政府の干渉する範圍が余りにも大きな点にあることは民間の一致した見解である。よつて、われわれは此際急速に輸入を名実共に能率的な民間貿易に移すことを強く要望し、左記の諸施策の実施を期待する。

一、主要市場に於ける諸出先機関設置の速かなる実現

(イ) 貿易商社の海外支店設置は先般一応原則的に承認を得たが、これの具体化に際しては、重要輸入物資の生産国に対し必ずそれを許すとともに、設置に伴う手続その他について迅速に処理し、極めて近い時期に実

現できることを望む。さらに右に先だち、直ちに我商社代表の長期駐在の便宜を与えられたい。  
なおこれら商社出先に対しては、十分に商業活動が営めるような特別措置が設けられることを併せて要請する。

(ロ) 貿易業者の海外市場における活動は、独り生産、貿易商社だけの支店設置乃至駐在員派遣でその効果を期待することはできない。これには為替を取扱い銀行支店並に海運会社支店の同時設置が必要である。よつて商社の主要市場における支店設置と相併行して銀行及び海運会社の支店設置に対しても速なる実現を切望する。

(ハ) 民間会社の海外支店設置に併行し重要物資の積出国に対し、日本政府在外事務所の新設を速に承認して欲しい。

## 二、輸入円資金問題の解決

(イ) 輸入円資金の不足が重要物資輸入の一大障碍となつてゐる事實に鑑み、これを打開する最良の途である外国為替管理委員会提案のユーザンス制を一刻も早く実施すべきである。同時に或る種の加工原材料に対しては、六カ月の長期特例を認めることが望ましい。

(ロ) 買手による金融はその他一般金融を阻害しないよう日銀は特別の優遇を講ぜられたい。

## 三、自動承認制の擴大

重要物資の輸入を促進するためには、民間輸入に能う限り自由な活動分野を与える必要がある。そのためには自動承認制の適用品目、地域の拡張並に金額の増大を図りこの制度を積極的に活用するのが最も有効と信ずる。

## 四、外貨割当の合理化

(イ) 輸入品目の重要度に従い、予算外貨の使用に対し弾力性を認め、もつて輸出用原材料の輸入確保を期すべきである。

(ロ) 重要輸入物資に対しては既に原棉及び羊毛に適用している方法、即ち割当外貨の範囲内で業者が自由に輸入のできる仕組に切り換えられたい。

(ハ) 先物契約予算の編成を漸次実施されたい。

#### 五、バーター制の除外例

バーター方式で取引する非協定国から重要物資の緊急輸入を必要とした場合、バーター方式に捉われず、輸入と輸出を各別個に行いうる除外例を設ける必要がある。

### 資本蓄積非常措置の要望

(二五・一一・一八 才三回全国大会)

#### 第一 向う三力年を限り資本蓄積第一主義の非常特別措置を要望する

朝鮮動乱以降における内外の新事態は、我が経済を従来のインフレ収束才一主義の段階から進んで資本蓄積才一主義の段階に転入せしめた。

顧るに戦後における我が経済の最大の弱点は、資本の極度の窮乏である。このことは独り産業、金融の隘路であ

るのみでなく、国民生活を現状の如き低水準に停めしめてゐる根因でもある。しかも、これまで米国の好意ある資金援助を除けば、自力による資本蓄積の能力なく、終戦後五年の長きにわたつて、云うに足る資本蓄積を実現し得なかつたのであるが、たまたま今次動乱を契機とする特需と世界軍拡による海外有効需要の増大によつて、漸く自力による資本蓄積を或る程度に実現し得る条件に恵まれるに至つたのである。

もとより、今日と雖も我が国民所得水準は未だ極めて低く、資本蓄積に振向けらるべき貯蓄余力は著しく限られてゐる。従つて資本蓄積に対する現下の強い要請に対応するためには、根本的には外資の導入に俟つところ多大であるが、自力蓄積を能う限り効果的に実現せんとすれば、此の際尋常ならぬ特別措置を必須とする。例えば、あたかもドッジ氏がインフレ収束対策として、インフレ収束才一主義の断乎たる総合施策を採用せし如く此の際資本蓄積に対しても、国家の諸施策の重点を資本蓄積目的に集中し、右目的を他のそれに優先せしめる思い切つた総合的非常措置を実施することが要求されるのである。

かくて、われわれは、この際、全力を挙げて資本蓄積を促進し確保するため、一先ず向う三カ年間に以て資本蓄積の非常措置時代と見做し、必要なる臨時立法の措置を講じ、以て資本蓄積目的を他の施策に優先せしめる総合的一大非常施策を講ずべきことを提唱する。しかして、かゝる非常措置として、以下の如き施策を要望するものである。

### (一) 資本の民間蓄積を促進する措置の要望

従来の資本蓄積は、対日援助の見返資金と、租税による強制蓄積とのため、国民の蓄積余力の殆どすべてが吸取せられ、民間に残れる資本蓄積は云うに足らなかつた。この内、援助見返資金による強制蓄積は当然であるが、租税によるそれは、それ自身に少からぬ弊害を伴うのみならず、蓄積資金そのものの利用に於ても、その資金効率は民間蓄積のそれに比し著しく低劣であつた。斯る実情に省みて、此際租税による資本の強制蓄積は国土

荒廢の防退及び復旧等是非とも財政資金によらねばならぬ用途に止め、今後の蓄積は主として民間の資本蓄積に之を依つて根本方針の下に、左の如き措置を講ぜられたい。

(1) 現在、国民の租税負担は余りに過重であつて、民間資本蓄積の余地は殆どない。よつて、中央及び地方財政の経費を大幅に節減して、中央及び地方税を通じて大規模の減税を断行すること。

(2) 超均衡予算を中止し、それだけ租税負担を軽減すること。

(3) 消費、特に現在の国力に比して奢侈的消費と見做される物資を節減すると共に、財源を拡充するため、消費税の復活増徴を図り、所得税その他の直接税の負担を軽減すること。

(4) なお、所得税の軽減については、これによつて徒らに国民消費を増大せしめる結果とならないよう、後段に述べるが如き国民貯蓄確保の措置を講ずること。

(二) 税制上資本蓄積を阻害するものについては勿論、進んで資本蓄積を促進する趣旨の下に左の如き措置を講ぜられたい。

(1) 大衆に対する貯蓄奨励の一大運動の展開を中核として、此際大衆的特殊積立金制度を設け、当該積立金は納税・病氣、死亡、出産、入学等一定目的以外には引出し得ないものとして、同時に一定限度の積立金額に対しては、課税上これを所得額より控除する特典を与えること。なお生命保険料についても右に準ずる特典を与えること。

(2) 戦後数年にわたり、減価償却は、法制上著しく過少に圧縮せられて、資本の喰込みが甚大であつた事実を鑑み、これを取戻す意味に於て、一定の限度まで（例えば基準率の十割まで）特別償却の自由を認め、企業の自己資本蓄積を促進すること。

(3) 現行減価償却の耐用年限は、技術の進歩著しき現在の國際競争事情に比し、一般的に長期に過ぎるを以て、

此際國際的陳腐化等を認める等の根本的改正を行うと共に、銀行の貸倒準備金を一層大幅に認めること。

(4) 会社の自己蓄積たる積立金に対し二%の課税をなす現行税制を中止して無税とし、自己蓄積を助長する。

(5) 会社の保有する研究所の施設等は経費と見做し、課税対象から除外すること。

(6) 資本蓄積を圧迫する弊害の多大である固定資産税及び附加価値税を大幅に減額すること。

(7) 預金及び貯蓄の名寄せ、社債の登録制等を中止し、且つ従來の如く無記名預金制を当分認めると共に、新に無記名投資信託制を創定すること。

(8) 長期預金を優遇する税制措置を講ずること(と共に長期預金利子を引上げること)。

(三) 法人の固定資産再評價を更に徹底せしめる特別措置を講ぜられたい。

(1) 固定資産再評價の申告期間を、更に五カ月延長すること。また既申告会社についても、右期間に追加申告の自由を認めること。

(2) 右(1)については、固定資産の再評価による減価償却の確保を容易にするため、減価償却の対象となる固定資産再評価分に対しては、その固定資産再評価差額税を半減すること。

(四) 企業利潤の一定割合以上を社内保留に確保する左の如き臨時措置を併せて講ぜられたい。

(1) 税引純益の例えば五割以上を社外に分配することは原則としてこれを禁じ、五割以上の社外分配はこれを許可制度とする。

(2) 右の社内保留率については、前掲(二)の(2)の特別償却はこれを社内保留分と見做し、なお純利益の計算については所定の減価償却をなしたることを前提とし、また固定資産再評価が限度の五割以下の低位なる場合は、五割迄の減価償却をなしたるものと見做して計算すること。

(3) 以上の措置は、現状に於ては、企業の長期資金の調達を困難ならしめる結果となる惧れが必ずしも少くない

ので、見返資金その他の財政資金の利用に当り、これを補う考慮を十分に拂う措置を講ずると共に、次掲の資本市場の育成強化措置を不可分のに実施すること。

#### (五) 資本市場の育成強化措置の要望

現在の我が経済は、資本の国民蓄積総量の増大を緊要としているのみでなく、蓄積資本そのものの効率を十全に發揮せしめることが、同じく此際重大な急務である。而して、現在に於ける資金の最大隘路が長期産業資金の側面にある事情から、此際就中重要な点は、短期的性格の貯蓄乃至タシス貯金等の睡眠資金等を、極力長期の産業資金化する措置である。

いうまでもなく、資金のかゝる質的变化を媒介する機能を営むものは、株式及び社債市場である。然るに、我が資本市場の機能は、各種の理由、特に所要資金の不足を根幹原因として、現在殆ど半麻痺状態にある。この結果我が企業は、単に資本総量に於いて甚しい欠乏に悩まされているのみでなく、更に資本構成そのものに於いて、株式資本が過少で借入金が著しく偏大しており、ために企業の金融的位置は不健全となり、ひいては信用力の低下となつて、企業金の繰りが少からぬ不円滑に陥つてゐる。

かくて資本市場を育成強化し、その機能を正常化し、一方に於いては企業の株式資本調達を容易にして資本の不均衡を是正し、その信用力を強化すると共に、他方に於いては国民の蓄積による産業投資を促進し、かたがた国民の資本蓄積を助長せしめるため、左の措置を要望する。

- (1) 株式及び社債の発行引受機関を充実するため、現存証券会社の機能を、証券の引受発行と売買その他に分化し、特に右引受機関を強化するため、その所要資金は見返資金等より特別融資を図る措置を講ずること。
- (2) 資本市場の機能を現状の如く麻痺せしめている根因は、財閥解体による持株の一齊放出、及び企業再建整備法等に依る増資の一齊的強制等の結果、株式供給が市場の資力以上に一時に激増し、供給過剰の結果株価が不

当に暴落せることに基くものである。そこで、株式募集を正常的に可能ならしめるため、応急対策として右過剩株式の漸次的消化を図るに必要な資金を確保する措置を講ずること。

(3) 銀行の株式担保貸出は、現在殆ど零息の状態にあるが、その正常復帰を促進すると共に、これを助長する意味に於いて、優良株式を見返担保とする日銀の貸出制を認めること。

(4) 株式譲渡所得税を中止し、代りに低率の取引税を設けること。

(5) 株式市場に於ける清算取引の実施を急速に認めること。

(6) 株式市場の機能をより十分に發揮せしめるため、コール取引に於ける株式担保制を認めること。

(7) 株価が一時不当に低落して、株主を無用の不安に陥らしめ、ひいて大衆の株式投資を忌避せしめる等の弊害を防ぐため、自社株式を一定限度まで保有することを許すか、または株式保有会社を認めること。

(8) 社債に就いては現在取引市場なきため、その消化が阻害せられているので、社債取引市場を再開し、且つその取引を円滑ならしめる特殊の資金的措置を講ずること。

#### (六) 其他の措置についての要望

(1) 国土の荒廃を防ぐため、一定目的の特別賦課金制を設け、必要な施設を実施する措置を講ずること。例えば、パルプ会社に対しかかる賦課金を徴して必要な植林を行い、かたがたパルプ資源を涵養するが如くである。

(2) 毎年繰返される風水被害、特に河川決潰によるそれを防遏し、災害復旧を一層迅速且つ充分に行うため、沿線の土地建物等の所有者に対し、保険料的賦課金等を徴する非常措置を講ずること。右と共に、任意的な風水害保険を国営の下に創設すること。

(3) 一定の道路・橋梁等に有料制を認め、その施設の実現を促進すると共にその償却、維持を図る便法を講ずること。

## 第二 所與の資金を最効率的に利用する措置についての要望

資本の總蓄積量を増大せしめることは、前記才一の如き非常措置を講ずるにしても、その性質上、其処には自ら限度があつて、その見るべき成果を挙げるには藉するに相当の年月を以てせねばならぬ。よつて、当面の急に應ずる即効策としては、右と共に、所与の資金を最も効率的に利用することが刻下の急務である。この意味に於いて左の如き金融措置の講ぜられるより要望する。

### (一) 長期資金対策に関する当面の要望

長期資金の欠乏が現在特に深刻である事實に鑑み、我が資金力にして長期資金に適する資金は、挙げてこれを長期資金に動員し活用する趣旨の下に、左の如き措置を要望する。

- (1) 見返資金・預金部資金は挙げてこれを長期資金として利用し、且つ之を極力急速に市場に還元せしめる方針の下に、これ等資金を従來の如く通貨の調節プールとして保留するが如き變態的施策を改め（かゝる施策は日銀の一般金融政策に委われればよい）、且つこれ等資金を食糧証券の如き短資に利用する方針を廃止すること。
- (2) 復金の元利回収金についても右と同様の措置を講じ、且つ來年度以降に於いては、これを一般會計の歳入に振込むことを廢し、その全部を長期産業資金として運用すること。
- (3) 以上の所謂財政資金をビジネスライクに、且つ、総合一元的に運営するため、特殊の金融機關を設けること。(必ずしも一個の機關たるを要せず、資金運用の性質に応じて複数の機關を設けてもよい)

### (二) 運轉資金に対する当面の要望

有効需要、特に外貨資金によるそれを背景とする生産及び取引高の増大に伴う健全な運轉資金の需要に対しては、発券銀行及び市中銀行の信用通貨の活用によつて、インフレ的弊害なくこれを賄い得るものなることは一般に認められている金融原則である。よつて、我國現下の極めて深刻な運轉資金の欠乏を緩和するため、左の如き

措置を要望する。

(1) 基本方針として、(イ)通貨の発行高については、我が経済異常の萎縮段階を反映せる従来の数字にとらわれることなく、又、(ロ)日銀民間貸出高並びに市銀のオーバー・ローン等については、その外形基準に拘り過ぎることなく、吟味の重点を資金の使途その他実質内容に求め、適切円滑な資金の供給を確保する弾力的方法を講ずること。

(2) 現状の如く、新たに附加せられた特需金融のため、その他の健全な一般金融が少からず犠牲に供せられている不合理を除くため、特需金融はこれを別枠とすること。なお特需金融中、やゝ長期のものについては分割拂いの便法を認めること。

(3) 貿易手形の複名制は、少数の濫用者を取締るため、一般正用者に少からぬ不便を与える弊害が少くないので、これを廃すること。

(4) 所謂工業手形中には、準商業手形と見做し得るものが少くない。しかも、さきに工業手形の優遇措置を必要とした事態は若干改善せられたが、その多くは依然存在している。よつて、準商業手形的性格を持つ工業手形については、商業手形に準ずる優遇措置を講ずること。

(5) 季節的に生産品の手持在荷の増大するもの、例えば石炭、肥料、鹵等に対しては、より円滑なる特殊の金融措置を講じ、その尻が購入資材等の未拂となつて、関連産業の運転資金難を来たすが如き不合理を排すること。

(6) 長期の工程を要する政府関係の民間発注については、一定の前渡金を支給し、一は以て政府の購入費を低廉にし、一は以て企業の運転資金難の緩和に資すること。

(7) 輸入資金については、日銀のユーザンス以外に、外銀のユーザンスを自由に認めると共に、特殊の物資に対しては期間を六カ月に延長し、且つ期限後の国内金融を円滑ならしめる措置を講ずること。

(8) 輸入外貨資金の割当については、より有利な買付けを可能ならしめるため、現状の四半期制を廃し、六カ月乃至十二カ月制に改める措置を講ずること。

### 経済統制に対する基本方針 (二六・四・六)

わが政治経済の基盤は、物価、賃金、配給統制等の直接経済統制（以下これを統制と呼び、他を調整と称する。）に対する適応性を著しく欠いている。従つて、現下における国際情勢の非常状態に対応するに當つては、かくる統制の実施は、極力これを避け所要の需給調整操作は直接統制以外の総合的調整措置によつてこれを確保するを以てその基本方針となすべきである。而して、その目的を効果的に達成し得る総合施策の余地は現在なお多々ありとわれわれは確信するものである。

以下、この問題に対するわれわれの見解を更に具体的に述べる。

#### 第一、経済統制の再実施は原則としてこの際不可なりとする一般的理由

##### (一) 統制の弊害

(1) 統制はその本質上創意工夫を窒息せしめ、能率を低下し、産業の発達、生産の増大を阻害するところ多である。

戰時中の統制が物資労力を浪費しながら、如何に生産増進を阻んだかは行政査察使の報告の語るところである。百歩を譲つて、右は戦時の特殊事情によるものとしても、戦後における石炭統制及び国営の弊害は余りに顕著である。

(2) 統制は品質の低下、コストの上昇を伴う。

統制撤廃とともに、俄然品質が向上し、コストが低下したことは周知の通りである。石炭、魚類及野菜類、石鹼其の他の雜貨はその著例である。

(3) 統制は悪貨が良貨を駆逐するグレインヤム法則を跋扈せしめ、産業基礎を劣弱にする。

経済統制が国民経済上最も重要な生産事業を犠牲にして、一部の商業面をヤミ太りに太らし、又同じく生産事業中においても、国民経済の基礎産業を犠牲にして枝葉産業を榮えしめ、又は優秀企業の犠牲において劣弱不徳の企業を繁榮せしめる等、わが国民経済の根幹を疲弊せしめ、延いては経済自立の困難を一層激成したことは、周ねく人の知る通りである。

(二) 経済統制の成功に必須な政治経済條件の弱体

経済統制を可とするか否かは、一面においては物資不足の度合等によつて規定せられるが、他のヨリ重要な一面は、その国の経済基礎、行政能力、国民のモラル等の諸條件が統制そのものを勵行し得る状態にあるかどうかである。これ等の諸條件の差違によつて、米国においては統制を可とする場合においても、日本においてはこれを不可とする判断が生れるのである。過般の太平洋戦争当時、日本において可能な統制が朝鮮においては不可能であり、朝鮮において可能な統制が満洲においては不可能であり、満洲において可能な統制が華北においては不可能であつた事実とその意味とを比較想起すべきである。然るにわが国のこれ等経済的政治的基礎は、敗戦の結果過ぐる大戦當時に比し著しく劣弱となり、統制可能な條件がガタ落ちになつてゐることを重視せねばならぬ。

その主要面は、例えは、左の如くである。

(1) 統制に必要な経済基礎条件が劣弱である。

(イ) わが経済は、原料及び製品の自給度が僅少で、貿易に依存するところが極めて多く、自然、わが統制力の及ばない海外経済の推移に左右せられる比重が多である。従つて、わが経済統制、なかんずく、物価統制の実施は極めて困難である。

米國経済は自給度が極めて高く、それだけ経済統制は容易である。わが国は戦争中は朝鮮、台湾、樺太の外地に加えて満洲、中国及び或る点まで東南洋資源までも、軍事力を以て、円域物資として自給的に利用するを得た。然るに、敗戦後の我が経済は、これ等のすべてを失つており、従つて、経済統制は当時よりも遙かに困難な情勢となつている。この事実を看過してはならない。

(ロ) わが経済構造においては、夥多の中小工業を有し、従つて、商品規格が極めて多大なるため、米國の如く、規格の統一した大量生産品が支配的である国柄とは統制の難易が全く異なる。

現に、わが政府は、戦時に於ける統制実施に際し、「戦時規格」の名において規格を少数に統一し、規格外の生産を禁止乃至制限する大掛りの措置を取らざるを得なかつたが、それでもなお、統制は多大の困難に直面した。この際、再統制を実施するには、それ以上大掛りの措置を講じなくてはならぬことを深く考慮すべきである。

(2) 統制に必要な官僚の行政能力が低い。

(イ) 統制実施の最大前提条件は、その企画及実施を統轄する強力なる総合統一的機関の設置であるが、わが国においては、かゝる強力な総合統一機関の設置が由来困難である。

経済統制を成功的に実施する才一条件は、強力な総合統一機関を持つことであることは、現に米國今次の

經濟再統制機構によつても、改めてこれを実証している。

然るに、わが官僚の根強いセクシヨナリズムは、わが國運の死命を制する大戦争中においてさえ、強力な總合統一機関の設置を阻み、そこから統制破綻の最大亀裂が起つた。況んや敗戦後の脆弱な政治力を以て、かゝる強力な總合統一機関の設置を期待することは至難と見ねばならぬ。

(ロ) 統制の円滑な実施は、レツド・テープを極力避け、実情に即した應機応変の措置を必要とするが、かゝる性能は官僚の最も不得意とするところである。

(ハ) 統制は担当官吏の腐敗を誘致すること少くないが、殊に現状の如き官吏の薄給を以てしては、統制の再実施は、この誘惑を大にし、統制の弊害を拡大する惧れが多い。

### (3) 統制に対する國民の協力の薄弱。

經濟統制の成功には根本において、國民の大多数が進んでこれに協力する氣運の醸成が不可欠の条件である。若しこの協力がなければ、統制は結局失敗に終る外ないことは、敗戦後のわが經濟統制破綻の事實が雄弁にこれを実証している。然るに、いまわが國においては、この重大要素が著しく欠けていること、例えば、左の如くである。

(イ) 國民に協力を求めるに必要な統制の目的が薄弱である。

戦争というが如き緊急目的の經濟統制でさえ、國民の協力を求めるためには多大の宣伝的努力が必要であつた。然るに、現在における統制目的は、かゝる國民の協力をかち得る名分と目標を欠いている。

(ロ) 統制に対する國民の信頼感が著しく薄弱である。

戦中戦後の統制において、これに協力したものが馬鹿を見、これを破つたものがノサバリ得たと云う苦い生々しい体験を、わが國民は持つている。それだけに、國民の統制協力は薄弱と見ねばならぬ。

(八) 統制破りに対する道徳感が癡痺している。

戦争の後半以降統制破りに対する社会的道徳感は癡痺し、国民一般は平然とこれを破つて恥じない憂うべき習慣を醸成し、延いては統制を巧にクグル技能を広く發達せしめてゐる。

以上によつて、現下のわが国においては、経済統制の成功が如何に難事業であるかを看取するに難くないであらう。而して、経済統制が破綻し失敗せる場合において、その弊害が如何に恐るべきであるかは周知のところである。われわれがこの際経済再統制に容易に賛成し得ず、極力これを避ける根本方針の下に、他に適切な施策を講ずべしとする一般的理由は即ちこゝにあるのである。

(三) 現段階においては、統制を不可避とする事態の発生を未然に防ぐ施策の余地がなお多大である。

固よりわれわれは上掲の理由を以て、わが国における経済統制の再実施を絶対的に否定せんとするものではない。前段の事實は、単に次のことを強調しているに過ぎないものである。即ち、統制以外の調整措置の存する限り、凡ゆる努力をこれに拂い、而もなお、物資不足が或る程度以上に激甚なる場合において、はじめて統制措置が万止むを得ず選ばるべきであるとするものである。

然るに、現下の客觀事情を吟味するに、必ずしも統制措置を必要とせず、一連の総合的需給調整措置によつて、悪性インフレーションを防ぎ、不足物資の効率的使用を確保し得る余地がなお多分に残存しているのである。

(1) 輸入を増進し得る余地がなお少からずあること(この点については、われわれは既に、去る二月三日「経済統制に関する緊急声明」においてその具体的事実と施策の方向とを詳示しているので、こゝでは、単にその大綱目を左に例示するに止める。)

(イ) 国際自由市場において、輸入の増大を図るべき措置がなお少からず残されていること。

(ロ) 米國その他の特別の好意に訴えねば輸入の確保を期し得られない物資についても、前段のわが統制条件欠如の事実を認識せしめる努力を拂えば、少数の戦略物資を除けば、その輸入量を、少くとも統制不要の最低限度にまで、維持乃至増大して貰える可能性の少からずあると考えられること。

(2) 現在なお残存している不合理な物価統制乃至半強制的価格政策を是正することによつて、一方には国内生産及び輸入を増進し、一方には消費節約の目的を達し得る余地が多いこと。

(3) 以上の物資供給確保の措置のみを以てしては、物資需給の均衡が未だ確保し得られない場合乃至特殊の物資については、次に記すような経済調整措置によつて、その需給を調整し得ること。

### 第二、経済統制を不必要ならしめるための経済調整措置

現状の如き国際情勢の下において、この際手放しにわが国に経済統制の必要なしと云うことは無論正しくない。この際経済統制の再実施を避け得るがためには、統制を不可避ならしめるような事態の発生を予防する一種の総合的措置が必要である。而して、かゝる総合的調整措置についての一般的構想（少数の特殊の物資については、後段に示すような別個の特別措置を講ずる）として、われわれは次の如き措置を以てこの際有効適切であると考え、これによつて、経済統制を必要とするが如き事態の発生を充分予防し得ると確信するものである。

#### (一) 物資の需給を調整する一般的措置

(1) 輸入と輸出（特需及新特需を含む）とのバランスが輸出超過のため質量的に破れないよう、一般的貿易調整措置を講ずる。

(2) 特殊の物資については、輸出許可乃至制限、又は一定量の国内優先確保制（輸出制限乃至禁止よりも、一定量の国内供給を優先的に確保し、その他の輸出は自由にする方がより合理的である）、消費使途制限乃至禁止制を布く。

(3) 国内における物資の重点的使用を確保する措置としては、見返資金、預金部資金等の財政資金の便途、開發銀行の運営、日銀の融資等の金融的措置によつて、その基本的目的を達する。

(4) 物価については、後段の如く、國際價格順應主義の原則を確立して、主食等少数の例外を除き、現存の不合理なる統制乃至半統制價格を全廃し、以て、国内生産の増大と、輸出偏重化とを防ぎ且つ價格そのものによる消費節約作用を十分に發揮せしめる。

## (二) インフレーションに対する調整措置

現下の物価騰貴に就いては、その根本的原動力は世界軍拡、特需等の外部的購買力にあつて、国内自体にインフレーションを惹き起す底の購買力の増大が存在しているわけでは決してない。しかして、國際的事由に基くわが物価の高騰に対しては、わが国の如き經濟基盤においては、これを阻止し得る能力もなく、又その必要もない。従つて、この際わが国として、インフレーション対策の対象となる点は、専ら國際物価以上にわが物価の高騰する危険を防止することにある。かくて現状におけるわがインフレーション対策は左の如き調整措置にこれを限るべきである。

(1) 我国において起る危険のあるインフレーションは、根本において、購買力面、即ち金融財政面にあるのではなく、輸出過大乃至輸入不足に基く物資不足面にある。従つて、その対策の焦点は、金融財政面になく物資の供給確保に対する前記(一)の措置にある。

(2) インフレーション防遏の対象は國際物価以上への物価高騰であるが、この危険は、前記(1)の場合を除けば、その原因は専ら思惑の激化にある。よつて、これに対しては左の如き措置を講ずる。

(イ) 施策の重点は、思惑資金の供給を抑制することに置き、その他の正常資金需要を抑圧しないこと。  
(ロ) 思惑の白熱化せる際には、これを冷却さす一時的便法として、暴利取締令の発動、警告價格の発令、売

惜み、買溜めの禁止等の臨時的措置を採る。併しながら、国内にそれだけの過大の購買力が発生しているわけではないから、根本の物資面そのものに重大な欠陥を生ぜしめない限り、この様な思惑は、或は輸出減退に由る在荷の増大、或は国内売行の減退による在荷の増大によつて、遠からずして失敗し、反落するは必至である。従つて、これを神経過敏に恐れるには及ばない。

(3) 物価政策としては、国際価格順応の自由価格原則を確認し、価格による経済調整機能を自由に發揮せしめること。

(4) 主食の消費者価格は、財政補給金の増額によつて、これを現行価格水準に安定せしめる。

わが物価が国際価格に追隨して高騰するのは当然で、これを統制その他の方法で抑圧するのは、百害あつて一利なしとするも、そのために生ずるインフレ的弊害を極力緩和するため、この際財政補給金の増額によつて、主食の消費者価格はこれを現行価格に釘付けする施策を講ずること。なおこれに必要な財源は、景気の上昇に伴う自然増収によつて賄い得ると思う。因に、価格補給金は、最近までは、所謂竹馬経済的価格のものであり、従つて、これを極力早期に全廃するというのが政府の方針であつた。併し、こゝにいう価格補給金の性格は、最早かゝる竹馬経済的なものではなく、或いは景気の異常高進に伴う摩擦の緩和剤としてであり、或いは次の物価反落期に備える経済的調整政策としてのものである。価格補給金のかゝる性格の変化を、この際留意すべきである。

### (三) 財界自体の自粛措置

以上の如き調整措置によつて、内需に対する供給を大体確保し得るとしても、少数の物資、例えば銑鉄、鋼、非鉄金屬等においては若し主要生産者にして恣意的營利に走れば、或いは配給上に好ましからぬ偏向を生じ、或いは不当に価格を吊上げる等の弊害を生ずる危険が、多かれ少かれ、残存していることはわれわれもこれを率直

に認める。併しながら、幸いこれらの物資においては、その生産の大部分は社会的監視の容易な少数の有力業者によつて占められている結果、弊害多き強権的直接統制に訴えずとも、社会的監視と業者の自粛との下に、専門知識と売買当事者相互の道義的理解とによつて、統制の場合よりもより合理的且つ能率的な調整が現に行われており、将来においても、それは可能であることをわれわれは確信する。弊害甚大な直接統制によつて失り損失よりも、社会的正義に即して自粛的取引を選ぶ方が、企業的にも社会的にも遙かに有利であることを、業者は十分に自覺しているからである。

従つて、このような業者の自粛によつて、より良くその自的の達せられている限り、かゝる分野に対する直接統制の必要はなく、寧ろ、業者の自粛を一層合理化せしめ、延いては、業者各自の自粛そのものにつき、一層重大な社会的道徳的責任を負わせ、所要の目的をより良く達成する措置を講ずべきであらう。

なお、右の業者の自粛を一層効果的ならしめるためには、この際更に左の如き措置が要望される。

(1) 生産業者の以上の如き自粛行為にも拘らず、末端の少量需要者に対しては、業者の自粛行為が滲透せず、中途において一種の灰色市場の状態を呈する場合が、全体的にみれば極めて小部分のことながら、散見される。

この弊害を防ぐため、生産者においては、自肅的に特に一定数量をかゝる小需要者向けとして、その販売機関に特売せしめる用意を持つている。よつて、少量需要者側においても、これに対応する共同取得の方途を講じ、生産者の自肅目的がかゝる末端にまで円滑に貫徹されるよりな措置が要望される。

(2) なお、業者の自肅目的がより円滑に達成されるためには、業者自らの独占目的のためでなく、国民経済そのものの調整目的をよりよく達成するために、業者が自主的に共同し協力する行為に対し、これを違法としないように、現行独占禁止法及事業者団体法を改正することが必要である。

#### (四) 例 外 措 置

- (1) ニツケル、コバルト等の輸入困難な稀少必要物資については、例外的に別個に必要な特別措置を講ずる。
- (2) 一定の条件付きで外国より特別の割当を受けた輸入原料については、かゝる割当部分に限り、右条件に適應した必要な範圍において、例外的に別個の特別措置を講ずる。

### 經濟基盤の変貌に対応する財政・金融方針の修正に関する意見

(二六・七・四)

#### 第一 前文及要約

現在の我国には、國際物価水準以上への物価高騰を脅かす要因が多分に顕在、伏在して、その強力な抑制措置が急務であることそれ自体に対しては、われ／＼は何人にも後れずその緊要性を認めるものであり、且つその防遏対策につき進んでその協力を惜まないものである。たゞ、われ／＼のこゝに問題とするのは、その手段方法についてである。これ等の点に関するわれ／＼の見解や意見は、後段才二及才三の章に於て詳細に述べてあるが、先ずこゝにその要点を摘記したい。

思うに此際物価抑制措置を必要とする物価高騰要因(即ち國際水準以上の物価高騰)には二大系列がある。一つは現状の我が物価が既に割高であることに屬するもの(その中には朝鮮動乱勃發前からさうであつたものが少

からず含まれている)一つは日米経済協力等の結果今後にその危険を減する物価高の要因である。

前者については、その高騰要因を分析すると、金融財政的インフレ作用に基くところは寧ろ僅少であつて、我が経済基盤そのものゝ変貌に基くコスト高に基因するものがその大部分を占めていることを發見する。例えば、(イ)敗戦後に於ける我が経済の基本事情の変化に基くコスト高が顕現するに至つたもの、(ロ)米ソ関係の險悪化に關連して生じた我産業のコスト高、(ハ)竹馬經濟の克服即ち価格補給金の撤廃等によるコスト高等の如くである。

これ等の理由による物価高は、米国の物価高騰原因(それは専ら財政金融的インフレに依る)と著しく異なる点であつて、物価高遏防騰対策上特に注意を要する点である。即ち、我國に於ける最近の物価割高要因中には、金融財政的インフレ抑制措置の対象となるべき性格のものは少く、寧ろ、純然たる価格対策として、以上の如き各種のコスト高事情を、如何に克服すべきかに、その主眼点を置くべき性格のものが多いわけだ。従つて、われわれは、これ等のコスト高原因の克服については、本意見書とは別に、物価対策そのものとして引続き考究する積りである。

次は特需乃至世界軍拡、日米経済協力等の結果今後に起るべき物価高(国際水準以上への)危険に關するものである。この系列に於て、万一の場合インフレの恐れ最大の要因は、輸出過大(特需及新特需を含む)の結果、國內物資の不足する場合である。と云うのは、輸出代金による所要物資の輸入が円滑でない場合のことである。従つて、これに対しては、所要物資の輸入を極力円滑豊富にすることであり、而して、特殊事情のため輸入困難で不足する物資については、輸出制限、國內消費制限等、物の面からの統制措置を重点とする対策を講ずる以外に効果的対策はない。従つてこの場合、施策の根幹は、金融引締対策であるべきでない。

世界的軍拡・日米経済協力等に關連して、我國にインフレ誘発の恐れある国内的危険の中心点は、各種生産設

備の新設擴張、近代化、公共施設、ビルディング等の建設工事が、或いは国民資力以上に、或いは電力・原料・輸送力等の均衡を破つて盛行する恐れあることである。しかも、これ等の建設、特に生産設備のそれの中には、此際、緊急欠くべからざる要求のものが少くない。従つて、これ等建設事業に対する現下の重点は、国民経済的綜合計画の下に、不急不要乃至奢侈的性格の建設を抑制して、緊急設備の建設を、資力の許す限り最大限に、且つ、最も急速に完成する直接間接の調整措置であつて、かゝる調整措置こそ、此際に於ける金融財政的インフレ対策の中核を成すべきものであると考えられる。

然るに、現に探られつゝあるインフレ抑制措置を見るに、右の根幹対策（金融的には専ら設備資金対策）に主力を置く代りに、運転資金の短期資金の引縮めに、その主力が置かれているかのようである。これは寧ろ逆であつて、運転資金の供給は、輸入外貨資金の許す限り、且つ、物資の裏付けある限り、極力これを円滑に供給し、建設資金そのものは有効にこれを調整することこそ、現下に於ける我がインフレ防遏対策のあるべき姿であるとわれ／＼は考える。

これに対して現在は、思惑抑制の必要が強調せられている。併し、此際思惑行為によるインフレ的危険の極めて多大である部面は、商品よりも建設面であることを看過してはならぬ。なる程、商品思惑は十一月——三月期に於て熾烈であつたし、かゝる場合思惑資金を強く引縮めることは当然である。併し、それは飽迄も急場凌ぎの解熱劑である。もともと商品思惑の生ずる基因は、金融面にあると云うよりも、物価先高見越を生ぜしめるよりな経済基盤の発生そのものにある。従つて、思惑抑制の基本対策は、物資の供給不足を生ぜしめない措置にあるべきである。事実、去る十一月——三月期の思惑の基因は物資輸入困難観より生れた物資の大不足懸念にあり、且つ、戦後に於ける在荷保有量の極めて薄層化せることが、また、物価の思惑高を激成したのである。よつて、かゝる不健全な商品思惑誘因を除くことこそ、大局的には、インフレ抑制の基本対策たるべきである。この意味

に於ても、現在の薄層在荷を極力正常在荷量たらしめるような金融措置こそが必要であり、且つ、これはインフレーション抑制の基本措置としての本格的対策である。

顧るに、戦後特別の融資対策が国策上必要とされ、これに応じて特別措置が採られたのは、専ら設備資金についてであつた。併し戦争及び戦後の経済解体期に於て、資本の消耗破壊の最も激甚であつたのは、生産設備に於てよりも流動資本に於てであつた。今日に於ける我が経済の最大隘路の一面は、生産設備に比し運転資金が過少で、そのバランスが破れていることにある。この側面より云つても、今日、運転資金の需要に対し、特段の金融的措置が講ぜらるべきであると思ふ。

元来、純粹の商業資金の需要の増大に対しては、日銀信用力の活用、即ち、日銀券の増発によつてこれを賄つても物価高は起らない理である。否、これによつて生産の増大を円滑にし、物価高騰を抑える作用さえ少くない。併し、日銀の信用作用を、弊害なく活用するためには、長期資金に適格する財政資金等を急速に長期資金的用途に活用し、乃至は市銀の長期貸出と肩代りせしめ、以て金融市場を正常化し、市銀のオーバーローンを是正する等、金融構成を正常化することが前提的に必要である。このような措置によつて、運転資金の窮迫は大幅にこれを是正し得る金融措置が出来る筈である。

われ／＼は、大体、以上のような趣旨の下に、以上のような要点につき、従来の我が財政・金融方針について、幾多の修正を要望するものである。その詳細の理由及び修正要望点は以下才二及才三章について見られたい。

## 第二 客觀事情の分析

### (一) インフレーション問題と日米基盤の相異

現下の所謂『インフレーション問題』について、才一に考慮を要する点は、米國等に於けるインフレーション問題と、日本に於

けるそれとの間には、左の如くその対象に大なる相異があり、このためインフレ抑制措置の緊要性についても彼我の間には觀念的に相當の違いが起り易いということに留意しなければならぬ。

(1) 米同等の如く大規模の軍拡をしている国に於いては、そのために起る物価騰貴は疑もなくインフレであつて、これを抑制する強力な措置を必要とする。特に、米国の如く、國際物価をリードする立場にある国では、國際物価水準の高騰そのものも、インフレ抑制対策の重大な一対象となることは云うまでもない。

(2) 然るに、我が国の場合は、その物価が國際物価に及ぼす影響力は極めて微弱なるに反し、國際物価の我国に及ぼす影響力は、貿易依存率が大きいため、極めて強い。我が物価は國際物価の変動に、否応なしに一方的に順応せざるを得ない地位にある。自然、我国にはかゝる性格の物価高騰を防遏する力もなく、又、これを必ずしもインフレ現象として抑制する必要はない(但し物価問題としては問題を生ずる)。たゞ、国内物価が國際物価水準以上に高騰する場合、又はその惧ある場合に於いて、はじめてインフレ抑制措置の対象となるのである。

(3) 米国に於いては、最近年その經濟基盤に大きな変動なく、自然、最近に於ける物価騰貴の原因は専ら財政金融面より發した購買力の膨脹にありと見做して大過ない。従つて、その物価の高騰に対しては、その原因の如何を分析する必要必しもなく、これを一律にインフレ抑制対策の対象と見做しても殆ど不合理は起らない。然るに最近に於ける日本の物価高騰は、財政・金融面より發せる購買力の増大に基づくよりも、その他の原因に基づくところが多い。その才一は國際物価の高騰に基づくものであるが、この点をしばらく措くとしても、それ以外に左の如く我が經濟基盤そのもの変貌に基づく物価高が大なる比重を占めて居る。特に後者に我が物価の割高現象の根因が横たわつて居る。

(イ) 敗戦後における我が經濟の基本事情の変化に基づくコスト高

(a) 勞働基準法關係に基くもの

(b) 旧外地、樺太、千島、滿州等の資源を喪つたことに基くもの

(c) 大規模の資本の消耗破壊に直接間接原因するもの

(d) 租税負担の過重に基くもの

(e) 米ソ關係の險惡化に關連して生じた我が国のコスト高

(a) 中国よりの輸入に依存した原料、食糧等を遠隔の地より輸入せねばならなくなつたことに基くもの

(b) 國際海運賃の高騰に基くもの

(c) 國際市場におけるグレー・マーケットの出現と、我が国がその影響を比較的によく受ける国情である

ことに基くもの

(h) 竹馬經濟の克服、即ちインフレの基因そのものゝ除去が、外形的には物価高の現象を呈するもの

(a) 価格補給金の撤廃に基くもの

(b) 電力、鉄道等に於いて、減価償却を犠牲にする低料率、低価格を強いられていたものが、健全基準に

引上げられたことに基くもの

このよりの原因に基く物価高は、その性格上インフレ現象ではなく、純然たるコスト問題であり、物価問題であつて、財政金融的インフレ抑圧対策を以てしては到底これを抑制克服することはできない。寧ろ以上に述べた諸原因を克服するためには、資金の供与、減税等、インフレ抑圧対策とは凡そ逆の金融財政施策を必要とするものである。それにも拘らず、物価高がこれらの特殊な事情に基くものであることが、十分に理解されず、動もすれば、米国流に物価高即ちインフレと見做されて、財政・金融的インフレ抑圧対策が必要であるとされる傾きが少くないことは、特に留意しなければならぬ点である。以上の如き諸原因に基く物価高に対し、財政・金融面が

らするインフレ抑圧対策を講ずることは、物価の低下の代りに、逆に、物価高騰の基因を培う惧れの多いものであることを銘記すべきである。

## (二) 日米経済協力とインフレの危険

現下のインフレ問題について、才二に検討を要することは、日米経済協力の伴うインフレの危険点は何処にあるか、その性格如何ということである。しかしこのインフレ問題は後記の通り、ドッジ方式の対象となつたそれとは、本質を大いに異にしており、此点は講和成立後に於ける我が財政・金融方針を確立する当り看過してはならぬ重大ポイントである。即ち、日米経済協力の伴うインフレは若し起るとすれば、それは(1)輸出インフレ(2)建設インフレ(3)消費インフレ(4)思惑インフレの四つに限られる。嘗て、ドッジ方式の重大対象となつた財政インフレは、既に完全に克服されたばかりでなく、今後も、健全財政原則は嚴重に堅持せられるであろうじ、その実行も容易であるから、この側面からインフレの起る危険は一応絶無と見做してよい。

### (1) 輸出インフレ

輸出インフレの危険は、特需、新特需を含めた輸出が、我が生産能力に比し過大である場合か、又は当該輸  
出代金を以て所要の原料其他の輸入を確保し難い場合に限られる。前者の場合は輸出を適度に制限する以外に効果的措置はない。後者の場合が問題となるは、戦略物資などのように各国が輸出制限乃至輸出割当を実施している物資の場合に限られる。従つてこの場合も、これ等の制約を受けている物資に使用制限その他の直接的調整措置を講ずる以外に効果的措置はない。即ち何れの場合にも、財政・金融面からする抑制措置の対象外である。加之、後者の場合には、根本的には、輸入促進対策を必要とし、そのためには、金融の引締とは反対に輸入資金を円滑に供給する積極的な金融措置を必要とするのである。

### (2) 建設インフレ

建設インフレは、各種生産設備の新設、拡張、近代化、及び公共施設、ビルディング等の計画が、国民資力（国民蓄積及び輸入外資）以上に盛行する場合であつて、この危険性は現在多かれ少かれ存在している。その他にも、設備の新設拡張等が国民経済からみて総合性を欠いて行われるため、電力、石炭、原料、販路等とのバランスを失つて過大遊休設備となり、或は折角の新設拡張が重複投資となつたりして、間接的にインフレを激成せしめる危険性も少くない。この場合には、インフレ問題を別としても、貴重な資本を浪費し、我が経済復興を阻害するという弊害の面が重視されねばならない。

以上何れの場合にも、インフレの防遏上長期資金に対する金融的調整措置を必要とする。のみならず、時には直接的調整措置をも併せ執らねばならない。今後インフレ抑制のため金融措置を最も必要とする部門はこの部門である。しかし、この場合の金融措置も、インフレ抑制そのものが全部の目的であつてはならない。後述する通り、我が経済の自立、並びに日米経済協力の必要から我国はいま、不足している生産設備や劣弱な生産設備を極力急速に充実しなければならない至上命令に直面しているのである。この目的を最も効果的に達成することが金融調整の才一義的目的であり、しかも同時にインフレの危険を抑制すると云うものでなければならぬ。

### (3) 消費インフレ

ドッジ方式を必要としたインフレは主としてこの消費インフレであつた。しかし当時の消費インフレは、その根源を、(イ)財政の赤字支出、(ロ)過去の国民蓄積を喰込む性格の重税による支出、(ハ)企業の直接間接の赤字金融による支出、等を通じての消費過大であつた（なおその他に国民各自の竹の子生活も、大規模に行われた）。

然るに、以上のような性格の消費インフレは、各部門ともに大局的には一応克服された。現在若し消費イン

フレの危険点がありとすれば、朝鮮動乱以降の新事態によつて国民の所得が増大し、国民消費が過度に増大する惧があるかどうかである。たしかに、朝鮮動乱以降国民所得の総額は少からず増大はした。しかしその大部分は企業の社内保留となつて生産資金を潤おしているだけである。国民各自の所得の各目的増大は此間に於ける物価の高騰を考慮に入れると、全体としてみれば実質的には殆ど増大しないと見てよく、特に、国民の多数を占める農民を考えた場合にそりである。又、仮りに所得が実質的に若干増大したと仮定しても、それは従來の竹の子生活の資金の代りをなす場合が少くないと見做さるべきであらう。現在若し国民消費抑制の目的で増税すれば、それだけ賃金値上げは必然化する程、国民生活は低位の状態にある。これを要するに、大局的に見る限り、消費インフレの危険は殆ど存在せず、従つて此際かゝる性格のインフレ抑制対策を探らねばならぬ実情にあるとは思われない。

無論、局部的には浪費現象がないではない。併し、その大部分は好況企業の所謂交際費的消費であつて、この面の特殊的抑制措置は必要であらう。また、資本蓄積の立場から云えば、中央特に地方の財政消費が、現在の我が国力に比し過大であつて、この面に於て大規模の浪費が行われている事実もこれを軽視することは出来ない。併し、その何れも、金融引締によるインフレ抑制措置とは別個の対策を必要とする性格のものである。

#### (4) 思惑インフレ

大体思惑インフレは、物価先高の見越が存在する時に生ずるものである。かゝる条件の存在せぬ限り、流動資金の供給を円滑にしたからと云つて、商品思惑の生ずる惧は原則としてあり得ない、然らば、(1)の輸出インフレと、(2)の建設インフレの危険点を防止すれば、国内の原因からは、思惑インフレの起る危険性は無い筈である。従つて、此の際の我がインフレ抑制対策としては、前記(1)及(2)のインフレ危険に対し十全の措置を講ずべきであつて、思惑インフレを惧れての一般的金融引締対策は当を得たものとはいひ難い。

、そもそも、我国の物価が米国等に比し、その騰落の瀬度及び幅が甚しいのは、一つには、国内物資の需給の見透じ、及び国際物価の見通しに不安定条件が多いと云うことに基因するが、より重大な原因は、戦争による消耗及び破壊の結果、在荷量が国民経済の円滑な運営上過少となつてゐるところにある。即ち、在荷保有の金融力が著しく薄弱化していることがその基因である。このため比較的僅少の思惑質にも物価は暴騰し、比較的僅少の荷売れに対しても暴落し、生産の円滑な運営を阻害するところが少くない実情である。

これ等の弊害を除去するためには、物資の裏付けある限り、また外貨輸入資金の許す限り、正常運転資金の融資を、極力円滑にする措置が緊要である。かゝる性質の資金の供給である限り、日本銀行の信用を活用しても、インフレ、即ち物価高とはならない。この意味に於て、物資の裏付けある正常運転資金の供給は、極力これを円滑にし、その保有在荷を極力正常量にまで増大せしめることが必要であり、かゝる措置こそ、現段階において物価高騰を抑える基本対策であると云つても過言ではないであらう。

無論、物価先高見越を醸す事態の生ぜる場合には、思惑資金抑圧の施策を必要とするが、かゝる施策は、その性質上一時の臨時的措置であつて、思惑事情の解消すると共に、急速に、正常の融資方針に復すべき筋のものである。

### (三) 現段階の建設的要請

我国はいま、講和の成立と共に、自力を以てその経済復興を図り、経済自立を急速に達成せねばならぬ重大な要請に直面している。而して、右の要請を果して能く満たし得るか否かは、世界軍拡、日米経済協力という現下の機会を、最善に擱んで、所要の経済建設を築き得るか否かに懸つてゐる。

我が経済の復興自立のためには勿論、当面に於ける日米経済協力に応ずるためにも、隘路乃至不足設備の拡充、劣弱設備の更新、近代化等は刻下の急務であり、同時に又、原料資材の正常在荷を確保することが緊要課題

である。更にこれを当面の課題である物価割高の是正と云う角度から云つても、その原因が前記(一)に示す通り、大部分我が経済基盤の変貌に基くコスト高にある以上、その効果的対策は設備の充実及優秀化、増産によるコスト引下、原料資材の有利なる買付け等、資金の供給増大に俟つところが多大である。

このような建設的要請に対し、最大の隘路を成すものは資本の欠乏である。資本の欠乏に対しては、根本において、資本の蓄積と外資導入とを図るの要あること無論であるが、同時に、現存の我が資力及び信用力を量的にも質的にも最善に活用し、これを最も効率的に使用する措置が、ヨリ手近な緊急対策であらう。

かくて、前記(一)及(二)に於ける現下の我がインフレ問題の実情に鑑れば、今後に於ける我が財政、金融方策の才一義的目的は、従来の如く、インフレ防遏のみにあるのではなく、所与の資金及び信用を最善に活用して、現下の我が経済建設目的を最大限に達成し、而かも、インフレ的弊害をなからしめるに在ると云わねばならぬ。

われわれは以上の如き見解の下に、今後の我が財政、金融政策に対し、次の如き根本方針の確立せらるべきことを要望するものである。

### 第三 今後の財政金融方針に対する要望

#### (一) 資本蓄積の確保について

我が経済現下の基本的喫緊事は、資本の蓄積である。この点については、われわれはすでに昨年十一月の才三回全国大会に於ける決議『資本蓄積の非常措置の要望』に於て、その国民的緊要性と具体的方策とを提示して関係当局にこれを要望した。これ等の要望の幾つかが、その後当局の着々と実施するところとなつたことは、われわれの欣快とするところである。併し、資本蓄積の問題は、此際、講和の成立と日米経済協力態勢整備との段階に於て、今やヨリ切実の課題となり、急速果敢な施策の断行を緊要とするに至つた。こゝに改めて、今後に於け

る財政経済方針として、左の如き措置を要望する所以である。

(1) 中央及地方の両財政を通じて大規模の行政改革を断行し、且つ凡ゆる面に於ける冗費を切詰めて、国民の税負担を大巾に軽減し、以て国民の蓄積力を涵養すること。

中央及び地方の行政費が、我が国力の現状に比し著しく過大であり、国民所得の大きな比重を消費していることが現下に於ける国民蓄積上の最大の禍根である。就中地方財政の浪費は甚だしく、行政改革による節約余地は最も大である。いまや講和が成立し、行政自主権の返還せられるのときこそ、両財政に於ける行政を抜本的に改革し、国民の税負担を適正ならしめる好機である。

(2) 我が国力の現状に比して奢侈的消費と見做されるものに対し、消費税の増徴乃至復活を図り、一方には国民の奢侈的消費を節減せしめ、一方には所得税その他の直接税の軽減に資すること。

(3) 固定資産税及附加価値税は、資本蓄積を圧迫するところ多く、且つ生産コストを高め、我が物価割高の原因をなす等の弊害が少くないので、此際これを根本的に再吟味すること。

(4) 預金及び貯金の名寄せ、社債の強制登録制を中止し、且つ、無記名預金制を当分認めて、国民預貯金の増大に資すること。

(5) 奢侈的用途及び此際不急不要の用途に対する基本材料の使用を制限する等の措置を講ずること。

## (二) 財政方針について

(1) 健全財政原則は嚴重にこれを堅持する確乎たる措置を講ずること。

我が民主主義の未だ幼弱なるため、予算編成の自主権回復の暁に於て、再び財政が不健全化するのではないかの不安が絶無ではない。かゝる不安を根絶する確乎不動の措置を講ずること。

(2) 現行為替レトは之れを堅持する方針を實質的に確立し、苟もこの点につき内外の疑惑、不安を生ぜしめな

い措置を講ずること。

(3) 超均衡予算主義は現段階に於ては最早その必要なく、却つて弊害大なる事実を鑑み、今後之れを廃すること。

顧みるに従来超均衡予算主義を必要とした最大の理由は、インフレ高進期に際し、少からぬ追加予算を必至としながら、これを賄う財源涸渇に陥ることに予め備へる必要にあつた。然るに、現状は景気の上昇期であつて、生産活動の股賑に基く自然増収の結果、財政上相当の余剰金を生ずる傾向の大なることは歴史の語るところであつて、この限り、財政的には金融デフレ化の傾向こそあれ、赤字インフレ化の傾向は殆ど考えられない。他面又、今日、財政による強制貯蓄によるよりも、それだけ民間蓄積に依存する方が、資本的効率はやや多大である。

なお、こゝにいう超均衡予算の中には、本来金融資金を以て調弁すべき性質の資金需要を、財政歳入金を以て賄うインベントリイ・ファイナンスをも含むのである。

(4) 外資導入を円滑にするため、国家的に必要な場合には、右外資に対し、政府保証をなし得ることとする。

### (三) 金融方針について

(1) 金融調整の基本方針に対して、左の如き修正を行うこと。

(イ) 国際物価水準の上昇、並に我が生産及び貿易、特需及新特需等の経済活動の著しく活潑化する事実を鑑み、日銀券の最高発行限度額を此際実情に即するよう改正し、以て正常な資金需要を円滑に供給する措置を講ずること。

(ロ) ドッジ方式の対象とした性格のインフレは一応収束せられた現状に顧み、財政資金を以て通貨調節プー

ルとするが如き従来の変態措置を廢し、通貨調整は日銀の操作にこれを一元化すること。

(一) 現下の我が金融窮迫は、長短期資金の機能が攪乱せられている結果、資金効率が著しく低下し、且つ、このため短期資金に対する本来の信用政策が、歪曲せられていることに基くところが少なくない。例えば長期資金に適格の『財政資金』が、或は通貨調整手段として退藏せられ、或は糧券等の短期債に放出せられている結果、右に基く通貨欠乏を補うため日銀の市銀貸出増となり、ために、或は市銀貸出の固定化となり、或は市銀のオーバー・ローンとなつて、市銀の融資力を硬直せしめているが如きである。よつて、長期資金に適格の財政資金は、その最大限度を長期資金の便途に活用し、これを通じて市銀業務を本来の商業資金融資に極力復帰せしめる等、金融市場の正常化を促進し、長短期資金の機能を夫々の分野に於て、最善に發揮せしめる措置を講じ、現下の金融窮迫の緩和に資すること。

(2) 長期資金の供給を円滑にするため左の如き措置を講ずること。

(イ) 現下の我が金融窮迫問題の中核点は長期資金面にある。従つて、根本対策としては、資本蓄積を助長促進し、外資導入に一層の努力を拂うの要あること勿論であるが、同時に長期資金に適格の資金は極力これを長期資金の便途に活用する措置を講ずることが刻下の急務である。

(ロ) 国民蓄積を極力長期資金として適格化せしめるため、及び、その運用を一層円滑にするため、長期金融機構を此際一段と整理改善すること。

(ハ) 現在の長期金融特殊機関は、専ら生産設備資金をその対象とし、長期的運転資金に対する融資方策に盲点を生じている。然るに、戦争による資本の消耗破壊は、長期的運転資金の面に於て最も激甚であり、現にこの空隙を埋めるため、公団をしてその機能を代行せしめる必要のあつたこと周知の事実である。殊に現状の如く重要原料の確保上長期的手当てを要する場合に於てその欠陥は甚大である。ところが公団は経済外の理

由によつて、突如廃止せられたがら、之に代る措置は講ぜられず、この欠陥から或は折角の既存及新設備と、原料確保との間に不均衡を生じて、事業の円滑な効率的運営が阻害せられ、或は一種の高利貸的融資（現金買比し極めて割高な掛買等を含む）に頼る等、我が経済復興を阻害し、物価割高を激成してるところ少なくない。かかる特殊事情に鑑み、長期運転資金に対しても、設備資金に準ずる何等かの特殊融資措置を講じ、以て、設備と保有原材料との均衡を保たしめることが必要である。

(ニ) 短資的性格の貯蓄を、極力長期資金化するため、乃至、企業の資本構成の是正を促進するため資本市場の育成強化を図る左の如き特別措置を講ずること。

(a) 長期金融資金を、企業の借入金に於て直接企業に融資する代りに、企業自身の株式資金による資金調達を促進する。ゆゑ、右長期資金の一部を以て、長期的性格の証券金融担保に充て、資本市場現在の隘路である業者資力の欠乏を補強し資本市場の機能を蘇活せしめ、株式発行による長期資金の調達を容易ならしめる措置を講ずること。

(b) 右の他、国民の株式投資を助長せしめる手段として、短期的性格の証券金融を円滑ならしめることが国民経済的必要である。この要請に応ずるため日銀は一定銘柄と一定金額とを限り、証券を見返担保として貸出す臨時措置を講ずること。

(3) 長期資金の需給調整措置を講ずること。

我が経済の復興自立を達成するためにも、日米経済協力を図るためにも現在巨大の設備資金を必要とするに拘らず、資金の供給量は極めて限られていて、資金の重点的、最効率的利用を此際最も急務とする実情である。然るに、実際に於ては、それ等設備の新設拡張等の総合的計画性を欠くため、或は電力、石炭、原料事情等と不均衡に過大な加工生産設備のみが計画せられ、或は業者の競争意識等のため、二重投資が行われ、或は

不急不要の用途に対する投資のため、国民経済上緊要な投資が圧迫せられる等、貴重な資本の不効率使用乃至浪費の行われる等の惧れ必しも少くない。他方これ等の建設計画の非総合的盛行は、国民蓄積以上の資金を固定化して、建設インフレを醸す危険及び他日の反動的困難を培う惧れもあること既述の通りである。

よつて、一方には資本を総合的に最高率に使用してその浪費化を防ぎ、一方には建設インフレの危険を防遏し、しかも、日米経済協力等、現下の建設的要請に積極的に対応し得るよう、此際、長期資金使途につき、実行的综合計画を樹立し、これに即応するが如き、効果的調整措置を直接間接に講ずるの要ありと考えられる。この措置は次項の短資金融の円滑化を促進するためにも、前提的に必要である。

(4) 短期資金の融資を円滑にする措置を講ずること。

(イ) 戦争の結果資本の欠乏甚大なる特殊事情に鑑み、所与の蓄積資金を最も効率的に利用するため、純粹の商業資金はインフレを誘発しない範圍に於て、極力これを日銀及び市銀の信用の活用に依頼し、国民貯蓄そのものが長期資金に活用せられる量を極力豊富にする方針の下に短期資金方策を講ずること。

因に、国民貯蓄は一定量であるから、これを長資、短資何れの部分に振宛てて見たところで、結局総量には変化なしとの論を聞くが、純粹商業資金は、日銀及び市銀の信用造出によつて、インフレの危険なく供与し得られる性格のものであつて、かかる信用造出は、それだけ国民貯蓄にプラスする資金的作用をなすものである。のみならず、国民貯蓄の性格に従い、長資、短資、夫々の機能を十分に發揮せしめることは、質的に資金の供給を潤沢ならしめるわけである。

(ロ) 戦争による資本の消耗破壊の中、その最も激甚であつたのは事業の運転資金面である。かかる特殊事情から見て、日銀の融資方針についても、この点の考慮を加味し、国民経済の運営上所要の運転資金を円滑に供給する格段の措置を講ずること。

思うに、その国の経済基盤そのものが根本に於て、重大な変態状態にあるときに於て、中央銀行の金融方針のみ独り、理想的原則を堅持することは到底許されず、多かれ少かれ、かゝる変態状態を斟酌せる措置を講ぜざるを得ないことは、各国の歴史の明かに語るところである。無論、かゝる変態は極力早くこれを正常状態に復せしめねばならぬが、その正常復帰は国民経済そのもの変態の正常復帰に主点を置き、中央銀行の金融方針はこれと歩調を合せたもの以上に出るべきでない。われわれのこゝに要望することは、これ等の点につき十分の考慮が拂われたる金融措置である。

(六) 近來、我が物価が他の各国に比し屢々不健全なる動搖を示せる基本的原因は、在荷の保有量が、国民経済の円滑なる運営上、あるべき正常量に対し過少であることにある。この在荷保有量の過少は又、生産の円滑なる運営を阻害し、コスト高の原因をなしている。かゝる事実に徴し、外貨資金の許す限り、我が在荷保有量を出來るだけ増大せしめ、以て国民経済の円滑な運営上必要な正常在荷量を保有せしめ、国民経済の安定を図るよう、日銀の融資方針を再検討すること。

(七) 思惑の抑制については、根本に於て、物資の供給不足懸念のため物価先高見越を醸さしめないことが、施策の重点である。この基本対策を主とせずして、徒らに金融引締め政策面に重点を置くことは、正常の資金需要までも圧迫する弊害が多い。無論、思惑現象の生じた場合にはこれに対し金融引締め措置を必要とするが、然し、思惑抑制の金融引締め政策は万止むを得ぬ改善、三善の措置と目されるべきであり、従つて、かゝる政策を採る場合に於ても、思惑事情の解消と共に、直ちに融資方針を正常化すべきである。

(八) 日米経済協力に基く附加的流動資金の需要増大に対しては、ために、その他の一般経済運行を金融面より阻害しない建前の下に別段の金融措置を講ずること。なお我国に於ては、銀行融資は専ら生産乃至商業資金に対するものであつて、米国の場合の如く、国民の消費金融的性格のものは殆どない。従つて、銀行信用

の引締めによつて国民消費を抑制する効果は殆どなく、独り生産及商業活動を阻害する弊害のみ多大なることを此際想起するの要がある。

(入) 短期の外資利用対策

我が経済は、原料の輸入等の流動的資金において、長期資金に劣らず、甚しく欠乏している事実、並に、長期外資の場合よりも短期外資の導入が遙かに容易である事実を鑑み、短期外資の導入につき、此際左の如き措置を講ずること。

- (a) 輸入代金支拂に対する回轉資金的外資の導入を助長すること。
- (b) 入超季節の輸入外貨資金に対し、短期外資借入措置を講ずること。
- (c) 邦商及び邦銀に対し、外貨を以て所要資金を借入れ又は返済し得る便宜的措置を講ずること。(これは、他方に於ては円資金の窮屈を緩和することにもなるわけである)